

徳島市監査委員告示第21号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第242条第5項の規定に基づき、住民監査請求に係る監査の結果を公表します。

令和2年8月28日

徳島市監査委員	稲井	博
同	藤原	晃
同	岡南	均
同	岸本	和代

住民監査請求に係る監査の結果

第1 請求の受付

1 請求書の受付日

令和2年6月30日

2 請求人

久次米 尚武

3 請求の内容

請求人の徳島市職員措置請求書（以下「本件請求書」という。）、添付の事実証明書及び陳述の内容によると、本件請求の要旨は概ね次のとおりである。

旧徳島市立文化センター跡地の徳島県名義となっている土地（以下「本件土地」という。）は、徳島市（以下「市」という。）の令和2年3月市議会報告資料「新ホール整備事業について」及び別冊資料「旧文化センター跡地の県名義の土地にかかる資料」により、市有地であることが明白である。

このことは、市が当該資料を送付し、意見を依頼した土地の専門家である横浜国立大学の板垣勝彦准教授（以下「板垣准教授」という。）及び早稲田大学の山野目章夫教授（以下「山野目教授」という。）も意見書の中で明らかにしている。

板垣准教授の意見書には、①昭和34年9月26日に徳島市議会が議決した内容の「協定」が県と市の間で締結されたことにより、本件土地の所有権は市に移転している。登記が県名義になっているのは、「協定」に基づいて行われるべき所有権移転登記に協力する義務を、県が履行していない、というだけのことである。②昭和39年8月25日には、市は所有の意思をもって本件土地の占有を開始し、占有開始から20年が経過した昭和59年8月25日には、本件土地の所有権を時効取得した、と記述されている。

また、山野目教授は国土審議会委員等、多くの役職を担っている土地問題の第一人者であるが、その意見書で「市は時効援用の意思表示をすることにより、本件土地の所有権を取得することができる」とし、「市から県に対して、口頭でも内容証明郵便でも時効援用の意思表示をした段階で、県は所有権を失う」と、結論付けている。

以上のとおり、本件土地が市有地であることは明らかであるが、未だに県名義のままの状態、時効取得の手续さえ行われておらず、この不作為には違法、不当に市有地の財産管理を怠る事実があると言える。

さらに、市が市有地である本件土地を市に名義変更せずに放置していることは、市に甚大な損害を与えており、徳島市の財産を守るため、即刻、市長が、県に対し、本件土地の時効援用の手续をとることを請求する。

4 事実証明書

本件住民監査請求（以下「本件請求」という。）において請求人から提出された事実証明書は次のとおりである。このうち上記請求の要旨を補足するため、①、②、⑦及び⑧を文末に添付した。

- ① 板垣准教授の意見書「旧文化センター跡地の県名義の土地の所有権について」（令和2年3月3日付け）
- ② 山野目教授の意見書「徳島市旧文化センター跡地の土地の事案に係る法律関係の考え方」（2020年3月26日付け）
- ③ 徳島新聞の記事（令和元年11月2日付け）
- ④ 同（令和元年11月9日付け）
- ⑤ 同（令和2年3月24日付け）
- ⑥ 同（令和2年3月26日付け）
- ⑦ 令和2年3月市議会提出資料「新ホール整備事業について」
- ⑧ 令和2年3月市議会提出資料別冊「旧文化センター跡地の県名義の土地にかかる資料」
- ⑨ 請求人陳述資料

5 請求の要件審査

本件請求については、地方自治法（以下「法」という。）第242条の所定の要件を具備しているものと認め、令和2年7月7日にこれを受理した。

第2 監査の実施

1 監査対象事項

本件請求書の記載事項及び事実証明書の内容から、本件請求の監査対象事項を次のように解した。

- (1) 本件土地が市の所有に属する財産であるといえるか。
- (2) 市が、本件土地について時効援用の手続を行わないことが、違法又は不当に市有地の財産管理を怠り、市に甚大な損害を与えているといえるか。

2 請求人の証拠の提出及び陳述

法第242条第7項の規定に基づき、証拠の提出及び陳述の機会を設け、令和2年7月20日に請求人から陳述を受けるとともに、事実証明書の追加提出があった。

また、本件請求の趣旨を補足する陳述内容は、概ね次のとおりである。

多くの市民、県民が新ホールの早期建設を期待している中で、市長は、就任して既に3か月にもなるにもかかわらず、本件土地問題について何もしていない。そのため、新ホール建設がなかなか始まらず、市民、県民からすれば市に損害を与えていると言わなければならない。また、本件土地が市有地であるのに何もしないということは、市長が市有地の所有権の侵害を認めていることになるのではないか。速やかに県に対し内容証

明郵便により時効取得（援用）の手続をしてほしい。

3 監査対象課

市民環境部文化振興課を監査対象課とし、関係書類の提出を求め、調査を行うとともに、令和2年7月20日に市民環境部長、文化振興課長その他関係職員から事情聴取を行った。

4 監査対象課の説明

(1) 旧徳島市立文化センター（以下「旧文化センター」という。）の敷地について

① 旧文化センターの敷地（現在の跡地）の内容

旧文化センター跡地を構成する土地は、現在の登記簿上、市名義の徳島町城内1番20及び同地南側道路敷（未登記）の2筆と、本件請求対象の県名義である徳島町城内1番25、同1番30、幸町1丁目2番13、同2番14の4筆の計6筆である。

名義	地番（徳島市は略）	地目	数量（㎡）
			公簿
市	徳島町城内1-20	宅地	2288.05
	同上南側道路敷（地番なし）	—	—
県	徳島町城内1-25	宅地	655.50
	徳島町城内1-30	雑種地	160
	幸町1丁目2-13	宅地	641.39
	幸町1丁目2-14	雑種地	163

このうち、市の公有財産台帳に行政財産として登録されている土地は、徳島町城内1番地（代表地番1-20）で、「昭和38年9月26日」に異動があり、「公園用地を使用（2,288.05㎡）」と記載されている。

また、市資産税課作成の土地台帳（固定資産台帳）には、徳島町城内1-25、幸町1丁目2-13について、所有者を「徳島県」、沿革事由を「昭和44年9月30日地番設定」と記載しており、課税担当部署では登記名義が県であることを確認していたと考えられる。

② 本件土地ができた経緯

本件土地ができた経緯は、当時の市議会の資料や新聞記事を確認したところ、昭和36年に幸町の立体交差道路建設の際に、市が公園用地を道路用地として提供する代替地として、県から市へ無償譲渡される目的で、県が寺島川の剣先橋から徳島橋までの部分を埋め立てたこと、また、昭和42年頃に埋立地の利用について県市で協議会を設置し決定することに合意し、新たに寺島川の徳島橋から新町川までの部分を埋め立てたことによるものである。

③ 本件土地の管理状況

本件土地を含めた旧文化センター跡地は、遅くとも昭和37年4月（旧文化センター着工時）から現在までの間、市が管理していた。なお、一時的に本件土地の一部を工事車両置き場として県が事業者に貸し付けたことを確認しているが、令和2年4月以降はその貸付も終了し、引き続き市が管理している。

④ 本件土地の所有・使用関係を巡る県との交渉・協議

ア 平成30年7月19日に、前市長が知事を訪問し、旧文化センター跡地で新ホールを整備する場合には、県名義の土地を引き続き無償使用させてもらえることを確認したことを受け、同年8月に、旧文化センター跡地を新ホール建設予定地として決定した。

イ 令和元年7月31日の協議において、県から無償借地以外の選択肢を検討するよう要請があった。

ウ 令和元年8月に、本件土地の譲渡に関する昭和34年の新聞記事を発見し、市議会の資料から、本件土地の譲渡に関する議決がなされていたことを確認したため、同年9月13日に、前市長が知事に資料の存在を伝えるとともに、土地の由来を踏まえて引き続き無償借地させてほしい旨を申し入れたが、「県有地である」として受け入れられなかった。

エ 令和元年9月17日に県から、無償借地ではなく、土地交換が最善とする要請があり、市は同月30日に土地交換とする方針に切り換えた。

オ 令和元年11月1日に、県との土地交換協議が停止された。

カ 新ホール整備事業が中断する中、「県所有地の帰属問題をはじめ、市側から納得できる具体的な説明がない限り、軽々と協議を再開しないこと」等を求める県議会議決に対応するため、客観的な立場の専門家からの意見が必要と考え、令和2年2月に、行政法の専門家である板垣准教授と、民法の専門家である山野目教授に意見書の作成を依頼し、同年3月3日に板垣准教授から、同月26日に山野目教授から意見書を提出していただいた。

キ これまでの調査結果や専門家の意見を踏まえ、同年3月19日に、本件土地は市有地であるという考えのもと、県に対して市への所有権移転登記手続への協力を依頼したが、県からは「県の認識と異なる」として、同月24日に依頼を不受理とする通知があった。

(2) 本件土地の権利関係等に関する市の認識について

① 本件土地の権利関係に関する市の認識

昭和36年に市が作成した「文化センター建設計画」及び同37年の建築確認申請書には「市有地」と記載していることから、その時点では市が本件土地を「市有地である」と認識していたと考えられる。ただし、昭和44年に県が本件土地を登記した際に、市への移転登記を求めた形跡が無いことや、固定資産税の土地台帳に所有者を「徳島県」と記載している事実も存在する。

また、過去に市と県の間で、本件土地の使用関係を根拠付ける契約・合意・協議書等の存在は確認できていない。

② 昭和34年9月26日の徳島市議会議決第99号「徳島都市計画街路元町安宅線（立体交差）施行に伴う協定について」の効力

令和2年3月に市が県に所有権移転登記手続を求めた時点において、市は協定書の原本は確認できていないものの、市議会議決や当時の新聞報道の存在、当該協定内容が順次履行されているという事実から、協定は締結されており有効であると考えられると主張した。一方、県は、土地譲渡に係る県議会の議決が得られていないことや、当時、県が財政再建団体であり、土地を無償譲渡するには国の指導を仰がなければならない状況だったこと等から協定は締結されておらず、無効であると主張している。

③ 本件土地を県が保存登記し、市に名義変更されていないこと

前述の協定によると、本件土地は公有水面埋立法の規定に基づき、まずは埋立許可を得た県名義で登記されることになるが、県から市に譲渡されるのであれば、その後、市に名義変更が行われなければならない。

本件協定が有効に成立していれば、単なる登記漏れということになり、県が市に名義変更しなければならないが、協定が成立していなければ、県名義となっている現状が正しい状態ということになる。現在は、協定の成立等について改めて調査、検討を進めているところである。

④ 本件土地の時効取得に対する市の考え方

時効取得の要件のうち自主占有であったかどうかについて、市が20年以上占有してきたことは明らかであるが、時効起算点となる埋立て竣工時の昭和39年時点における市の認識は定かではない。

さらに、市はこれまで長年にわたり「本件土地は県有地であり、市は無償借地している」という認識に基づき、真の所有者であれば通常はとらない態度を取り続けてきたことは、時効援用を阻害する要因とも考えられる。そのため時効取得の可否を明確にするにはさらに調査が必要であり、その調査結果を踏まえて時効援用を行うべきかどうかについて判断していきたい。

⑤ 県に対する所有権移転登記手続の請求

令和2年3月19日の時点では、証拠書類等から本件土地の所有権が市にあることが推認されるとの認識で、県に対し所有権移転登記手続の協力を依頼したものである。現在は事実関係のさらなる調査を進めている段階であり、その結果を踏まえ、改めて県に所有権移転登記手続の協力を求めるか否かを判断する予定である。

(3) 本件請求に対する市の主張について

本件請求を棄却するとの決定を求める。

① 本件土地が市有地であるという請求人の主張に対して

「本件土地は、市が所有している証拠書類により市有地であることが明らかである」という請求人の主張については、否定する。なぜなら、令和2年3月19日に市が土地交換の合意が成立していたと主張し、県に所有権移転登記手続へ

の協力を求めたことに対し、県は本件土地が県有地であるという見解を示し、市と県双方の認識が食い違っており、県が主張するように、昭和34年の土地の譲渡に関する市議会の議決に対応する県議会の議決の不存在や、市が真の所有者であれば通常はとらない態度を示していることなど、市の主張に反する事実も存在するためである。

② 土地専門家の意見に対して

請求人は、本件土地が市有地であることを「2人の土地専門家が明らかにしている」と主張するが、当該専門家の意見書は依頼時点で市が所有していた資料と市の見解のみを元に作成されたものであり、県の主張や資料を考慮したものではない。当該意見書を取得した目的は、本件土地の所有権の所在を明らかにすることではなく、その時点で確認できている事実関係に基づけば「市の主張が的外れではない」ということを確認するためである。そのため、山野目教授の意見書においても、「所有権の移転の登記を請求することができる。」という記載がある段落の表題は、「時効取得による市の所有権取得が認定される場合の解決」となっており、それが認定されるかどうかについては言及されていない。

③ 市が時効取得の手続を行っていない、市有地の財産管理を怠っているという請求人の主張に対して

本件土地について、市が時効取得の手続を行っていないことは認めるが、これについて財産管理を怠っている事実があることについては否定する。なぜなら、前述のとおり、本件土地の所有権の帰属について、市と県の認識の食い違いや、市の主張に反する事実の存在があり、現在、当該県名義の土地が市有地と言えるのかどうか、次のような事項について再調査、検討を進めるなど、適切な財産管理に努めているためである。

ア 県の主張（協定の不成立、市には元々、市有地という認識がなかったこと等）の検証

イ 昭和34年協定の成立、その後の旧文化センター建設等に係るさらに詳細な調査

ウ 本件土地を埋立竣工した昭和39年及び登記された昭和44年頃の実態関係の確認など

④ 本件土地を市に名義変更せずに放置していることは、市に甚大な損害を与えているという請求人の主張に対して

本件土地問題については、現在、対応を検討している段階であり「放置」しているわけではなく、また、そのことによる損害は市に生じていない。

⑤ 本件土地の所有権の帰属、登記が県名義であることに対する市の現状認識

本件土地が市有地であることが明らかであるとは言えないと認識している。県は「県名義で登記した際に市から異論が無かった」、「土地の譲渡に関する県議会の議決が不存在であり、協定は成立していない」、「本件土地は無償借地であった」といった見解を示している。現在は、市においてさらに調査を進めるなどして、今後の対応を検討しているところである。

⑥ 今後の対応・方針

担当部局としては、市民の芸術文化の創造拠点となる新ホール整備を目指すとともに、適切な財産管理を行う責任があると認識している。

新ホール整備事業は、市にとって非常に重要な施策であり、今後は現在進めている調査の結果を踏まえて、本件土地問題についての市の方針を定め、市議会に報告したうえで、県に対し説明を行う予定である。

第3 監査の結果

1 事実の確認

(1) 本件土地の状況について

本件請求の対象とされる旧文化センター跡地の県名義の土地は、徳島市幸町の立体交差道路建設に伴い、県が寺島川埋立てを実施し、徳島県名義で登記されている土地のうち、旧文化センター跡地の一部で、現在は市が管理している次の4筆であることを、各地番の登記事項証明書により確認した。

	地番	地目	地積
①	徳島町城内1-25	宅地	655.50㎡
②	徳島町城内1-30	雑種地	160㎡（分筆後）
③	幸町1丁目2-13	宅地	641.39㎡
④	幸町1丁目2-14	雑種地	163㎡

(2) 本件土地ができた経緯について

- ① 昭和34年頃までに、県と日本国有鉄道が、交通量の増加に伴う混雑解消を目的として、市有地である徳島公園を東西に貫く立体交差道路（現在の国道192号線）の建設を計画した。その道路建設に伴い、剣先橋踏切と徳島橋踏切を廃止し、剣先橋から徳島橋の間の寺島川を埋め立てることになり、県と市の協議の結果、市は、昭和34年9月23日の定例市議会に次の内容の協定書案を提出し、当該議案「徳島都市計画街路元町安宅線（立体交差）施行に伴う協定について」は同月26日に可決された（第99号議決）。

当市は、右のことについて徳島県知事と別紙のとおり協定する。

協 定 書

徳島都市計画街路元町安宅線を別紙設計図のとおり施行するにあたり、日本国有鉄道との協定を締結するため徳島県知事原菊太郎を甲とし、徳島市長豊田幸太郎を乙として、剣先橋踏切の廃止等、徳島市に係る事項について、次のとおり協定書を交換する。

昭和 年 月 日

甲 徳島県知事 原 菊太郎

乙 徳島市長 豊田 幸太郎

一、剣先橋踏切は、立体交差道路の使用開始と同時に廃止することになるので、乙は、これに同意するとともに、市議会の議決書を添えて、甲に提出するものとする。

二、剣先橋踏切のこ線橋は立体交差工事（別紙設計図のとおり）着手と同時に撤去したうえで、新しくこ線橋（巾員4米）を設置することとなるが、工事は甲が国鉄に委託して施行するものとし、この場合、現在このこ線橋を国鉄より甲が無償譲渡を受け、これをさらに無償で乙に移譲するものとする。

三、乙は立体交差道路の敷地となる徳島公園の敷地の一部（約485坪85）を、無償で甲に提供するものとし、この工事の完成に伴い廃止されることとなる徳島橋踏切附近前後の道路敷（約320坪）は、市道として乙に移管するよう甲において措置するものとする。

なお、甲は寺島川の埋立地（約502坪）を乙に無償で譲渡するものとする。

四、（以下略）

また、同日に立体交差道路事業に関連する次の議案が市議会で可決された。

ア 都市計画街路元町安宅線立体交差道路の使用開始と同時に剣先橋踏切を廃止することに同意する（第100号議決）。

イ 徳島都市計画街路元町安宅線（立体交差）施工に伴い、徳島町城の内と幸町1丁目32番の地先寺島川筋（約502坪）の不動産を徳島公園の一部消失による潰地分として取得するとともに、徳島町城の内1の2、1の20、1の21番（公園用地。そのうち485坪85）を徳島県へ無償譲渡する（第101号議決）。

ウ 徳島県知事から諮問のあった「都市計画街路元町安宅線の立体交差道路築造により、徳島公園の一部が消失するので、掘さく残土をもって寺島川を埋立て、公園潰地の回復をはかる」ことを目的とした徳島町城ノ内と幸町1丁目32番の地先寺島川筋の公有水面埋立については、これを可と答申するものとする（第102号議決）。

② 当時の徳島新聞の記事によると、徳島市幸町の立体交差道路建設工事は、総工費約1億5千万円で昭和35年2月に着工し、昭和36年3月に完成した。

③ 徳島県は、県を起業者とし、「公園の潰地回復」を目的とする寺島川筋下徳島市徳島町城の内及び徳島市幸町1丁目32番地先（面積502坪）の公有水面埋立を昭和35年1月29日に免許し、公有水面埋立法第2条の規定に基づき、同年2月9日付けでこれを告示した（徳島県告示第72号）。

- ④ 徳島県は、上記③と同じ埋立場所について、県を起業者とし、「徳島公園の壊地回復」を目的とする143坪（472.78㎡）の公有水面埋立てを、昭和39年3月27日に追認し、同日付けでこれを告示した（徳島県告示第137号）。
- ⑤ 徳島県は、徳島市徳島町城内1-25及び幸町1丁目2-13について、公有水面埋立（昭和39年8月25日付け）を原因とする登記を昭和44年10月2日に行い、同月25日に徳島県を所有者とする所有権保存登記を行った。
- また、徳島市徳島町城内1-30及び幸町1丁目2-14について、公有水面埋立（昭和45年8月10日付け）を原因とする登記を同年12月1日に行い、同月11日に徳島県を所有者とする所有権保存登記を行った。

(3) 旧文化センター建設及び廃止について

- ① 昭和36年に、市は、徳島公園内の徳島市徳島町城の内1番地に「文化センター（仮称）」建設を計画し、同年11月に市議会で説明した「文化センター（仮称）建設計画の概要」によると、敷地の所在地である「徳島市徳島町城の内1番地」は市有地で、面積は4,538㎡（1,362坪）であった。同年12月24日の市議会において、その建設費の追加予算案が可決され、昭和37年に建設工事に着手し、昭和38年4月14日に開館した。
- ② 同センターは耐震診断の結果、耐震の安全性を満たさないとして、平成27年4月1日から利用休止となり、平成29年3月議会定例会で徳島市立文化センター条例を廃止する条例案が可決され、平成29年3月31日をもって閉館となった。平成30年9月から施設の解体工事が実施され、平成31年3月に完了し、更地となった敷地は、引き続き市が管理することになった。

(4) 新ホール建設計画と候補地決定について

- ① 市では、旧文化センターの老朽化や市民からのより大規模な音楽・芸術施設の要望に基づき、1990年代から新たな音楽・芸術ホールの建設、施設の候補地の検討が行われてきたが、新ホールの建設候補地は、当初の旧徳島市立動物園跡地から、新町西地区市街地再開発事業との一体的な整備へと変遷をたどり、整備計画が進められた。
- ② しかし、平成28年3月の徳島市長選挙において、新町西地区市街地再開発事業の新ホール建設に反対の立場を主張した遠藤彰良氏が当選し、市は新町西地区市街地再開発事業の新ホール建設事業計画から撤退して、旧文化センターの耐震整備も含めて新ホールの整備案を再検討することとなった。
- ③ 平成28年度から29年度にかけて、市は、
- ア 旧文化センター跡地 徳島町城内1番地（敷地面積約4,538㎡）
 - イ 徳島駅西側駐車場 寺島本町西1丁目（敷地面積約4,866㎡）
 - ウ 旧動物園跡地 中徳島町2丁目（敷地面積約18,879㎡）
- の3か所を新ホール建設候補地として選定し、検討した結果、平成29年5月に徳島駅西側駐車場を建設候補地に決定した。

- ④ しかしながら、事業費が高額であることや整備スケジュールの問題から、平成30年8月、徳島駅西側駐車場での新ホール整備案を見直しすることと判断し、同年9月市議会で、新ホール建設候補地を旧文化センター跡地とすることを報告した。

前市長の令和元年12月9日市議会答弁、令和2年3月市議会の総務委員会資料によると、この建設候補地の決定に当たっては、平成30年7月19日に、前市長が知事を訪問し、旧文化センター跡地で新ホールを整備する場合には、敷地内の県名義の土地を引き続き無償使用させてもらえることを確認したとされるが、知事は、令和元年12月5日の県議会で「その場で無償貸与を確約などできる状況にはなかった」と答弁し、市の主張を否定した。

(5) 旧文化センター跡地の使用権に関する市と県との協議について

- ① 令和元年9月市議会の総務委員会資料によると、市は、旧文化センター跡地で新ホール整備事業を推進するため、平成30年10月から、県と県有地の使用について協議を開始した。同年12月市議会では、新ホールの整備方針を示し、2023年度の開館を目標とするスケジュールで基本計画の策定、事業者の選定等を行うことを説明した。
- ② 市は、平成31年3月議会にて、新ホール整備基本計画の素案を発表した。また、市と県は、同年3月28日に旧文化センター跡地の現地において、土地の状態等の確認を行い、翌29日、平成31年度における本件土地の使用・利用に関する協議を行った。
- ③ 令和元年9月市議会の総務委員会資料によると、市は、本件土地を新ホール敷地として使用するため、無償借地を前提に県と協議を進めてきたが、令和元年7月31日の協議で、県から無償借地以外の選択肢を検討するよう要請があった。
- ④ 前市長の令和元年12月9日市議会答弁及び令和2年3月市議会の総務委員会資料によると、市は、本件土地に関する由来等について調査していたところ、令和元年8月に、本件土地の譲渡に関する昭和34年の新聞記事を発見し、市議会の資料から、昭和34年9月26日に本件土地の譲渡に関して、「徳島都市計画街路元町安宅線（立体交差）施行に伴う協定について」（第99号議決）等の議決がなされていたことを確認した。
- ⑤ 令和元年9月17日付けの県土整備部都市計画課長から市文化振興課長にあてた事務連絡「旧徳島市文化センター跡地の県有地に係る検討について（依頼）」により、県は市に対し、「有償借地」及び「購入」又は「無償譲渡」ではなく、「交換」が最善であると考えており、土地の交換の具体案について速やかに協議を行いたいため、早急に県有地との交換について検討し、9月末までに検討結果を提示するよう依頼した。
- ⑥ 同年9月30日付けの市文化振興課長から徳島県都市計画課長にあてた「旧徳島市文化センター跡地の県有地に係る検討について（回答）」により、市は県に対し、令和5年度中の開館を目指して、新ホール整備事業のスケジュールに影響

が出ないよう速やかに土地を交換する方針で、具体的な協議を行っていきたい、と回答した。さらに、同年10月2日付け文振発第45号「旧徳島市文化センター跡地の県有地との交換候補地について（回答）」により、市は県に対し、県有地との交換候補地として、

ア 元徳島東工業高校用地

イ 徳島市文化公園（旧動物園跡地）

を提案し、速やかに県内部での検討及び市との協議を行うよう依頼した。

⑦ 同年10月30日に、市が新ホール整備事業に係る優先交渉権者の選定結果を公表したことを受け、同年11月1日に、知事は定例記者会見の中で、県と市との土地交換協議の「無期限停止」を表明した。

⑧ 令和2年2月4日付け文振発第7号「旧文化センター跡地の県名義の土地に係る確認について（照会）」により、市は県に対し、

ア 昭和34年9月26日の市議会が議決した協定が実際に締結されたかどうか。締結されていた場合、協定書が県に存在するかどうか。

イ 県が寺島川の埋立地を市に使用させてきた根拠は何か。また、それを裏付ける資料（賃借契約書等）が存在するかどうか。

ウ 昭和35年2月9日県告示第72号及び昭和39年3月27日県告示第137号に基づく寺島川の埋め立て範囲が分かる資料（竣工図面等）が存在するかどうか。

についての確認及び資料等の写しの提供を依頼した。これに対し、県は、県土整備部都市計画課長から市文化振興課長にあてた令和2年2月5日付け都第721号により、「確認事項についての資料は、不存在である」と通知した。

⑨ 新ホール整備事業が中断する中、「県所有地の帰属問題をはじめ、市側から納得できる具体的な説明がない限り、軽々と協議を再開しないこと」等を求める県議会議決に対応するため、客観的な立場の専門家からの意見が必要と考え、市は、行政法の専門家である板垣准教授と、民法の専門家である山野目教授に意見書の作成を依頼し、板垣准教授からは同年3月3日に、山野目教授からは同月26日に意見書が提出された。

⑩ 市は、これまでの調査結果や専門家の意見を踏まえ、令和2年3月19日付け文振発第22号「旧文化センター跡地等の土地の所有権移転登記について（依頼）」により、県に対し、

ア 昭和34年の本件協定を内容とする合意の中で県から市へ譲渡するとされた寺島川埋立地は、埋立てが竣工したとされる昭和39年8月25日に市へ所有権が移転したものと推認されるが、市への所有権移転登記が未了のままとなっている。

イ かかる合意の存在が不明確であるとしても、徳島町城内1-25と幸町1丁目2-13の土地は文化センターの敷地の一部として占有してきたことから、昭和39年8月25日から20年の経過をもって市の取得時効が成立しているものと考えている。

ウ 徳島町城内1-30と幸町1丁目2-14に該当すると考えられる土地も、同様に占有してきたことから、昭和45年8月10日から20年の経過をもって市の取得時効が成立しているものと考えられる。

として、県から市への所有権移転登記手続への協力を依頼するとともに、本件土地と市有地との交換協議を取り下げる旨を通知した。

これに対し、県土整備部都市計画課長から市文化振興課長にあてた同月24日付け都第831号「旧文化センター跡地の県有地の扱いについて（通知）」により、県は市に対し、市の主張は「県の認識と異なる」ため、当該依頼を不受理とする旨を通知した。

(6) その後の県との協議状況

令和2年3月24日付けの県からの通知以降、現在まで本件土地について市が県と何らかの協議等を行った事実は、監査委員においては確認できなかった。

なお、その間、令和2年4月5日に徳島市長選挙が行われ、内藤佐和子氏が当選し、同月18日から徳島市長に就任した。

2 判断

以上の事実関係、令和2年7月20日時点における請求人の主張及び監査対象部局の説明並びに関係書類等の調査結果に基づき、本件請求について次のとおり判断する。

(1) 本件土地が徳島市の所有に属する財産であるといえるか

本件土地は、県によって公有水面埋立てを原因として県名義で所有権保存登記がなされている土地であるが、法第242条に規定する住民監査請求の対象となる違法又は不当な怠る事実としての財産管理行為は、当該財産が法第238条第1項に規定する公有財産（市の所有に属する財産）でなければならないことから、本件土地の所有権の帰属が問題となる。

① 昭和34年9月26日徳島市議会議決を内容とする協定の有効性について

昭和34年9月26日に徳島市議会が議決した「徳島都市計画街路元町安宅線（立体交差）施行に伴う協定」（以下「本件協定」という。）の協定書案、同日に議決した第101号議決及び第102号議決によると、市が立体交差道路の敷地として徳島公園用地の一部（約485坪85）を無償で県に提供する代わりに、本件土地が含まれる寺島川の埋立地（約502坪）を県が市に無償譲渡するという内容が認められる。これは、市有地である公園用地の一部と県有地の埋立地との交換契約（民法第586条）に当たると解される。

民法第586条の交換契約は、「当事者が互いに金銭の所有権以外の財産権を移転することを約することによって、その効力を生ずる」という諾成契約であるため、契約の成立、すなわち本件協定が締結されていれば、その効力により本件土地の所有権は県から市に移転したと考えることができる。

そこで、本件協定の締結が有効になされたか否かが問題となるが、市は、令

和2年3月に市が県に所有権移転登記手続を求めた時点においては、協定書の原本の存在は確認されていないものの、市議会議決や当時の新聞報道の存在、本件協定内容が順次履行されている事実から、本件協定は締結されており有効であると考えられる、と主張していた。

その一方、県は本件土地について、登記が県名義であることを根拠に県有地であると主張し、「本件協定は、県議会議決が存在しないため成立していない（無効である）」という主張をしている。

この点については、登記が県名義であることから、県は善意の第三者には対抗できても、我が国では登記に公信力が認められない以上、当事者である市に対して、登記をもって本件土地の所有権を主張することはできない（民法第176条及び第177条）。

また、昭和34年当時の地方財政法第8条に「地方公共団体の財産は、条例又は議会の議決による場合を除く外、これを交換しその他支払手段として使用し、又は適正な対価なくしてこれを譲渡し、若しくは貸し付けてはならない。」という制限がある。しかし、当時の「徳島県県有財産および営造物に関する条例」第29条第1項に「財産は、必要があるときは、県以外の者の財産と交換することができる。」という規定があることから、本件協定締結に関する県議会議決の不存在の問題については、条例の規定による交換の場合に該当し、本件協定の締結に際し県議会議決は不要であったとも解される。

したがって、前述の「本件協定は、県議会議決が存在しないため成立していない」という県の主張には議論の余地があり、本件協定の締結により本件土地の所有権は市に移転し、県は所有権移転登記義務の未履行の状態にあると解釈することも可能であると認められる。

さすれば、市は不動産登記法第60条の共同申請の原則に基づき、県に対して交換を登記原因とする所有権移転登記手続の請求をすることができるが、県の協力が得られない場合には、同法第63条の規定に基づき、県を被告として所有権移転登記手続請求訴訟を提起し、勝訴の確定判決を得られれば、単独で所有権移転登記を申請することになる。

以上の法律構成は、板垣、山野目両氏も意見書で説明されているとおりであり、昭和34年の市議会議決や証拠資料等からも一定の合理性があると考えられる。

更に、本件協定の有効性を論ずるならば、市が本件協定に基づき徳島公園の一部を、現在国道192号線として供用されている立体交差道路の敷地として無償提供した事実についても議論する必要がある。

そのため、本件協定締結については上記のような解釈の可能性を模索するものであるが、現状では、協定書の原本や県側の本件協定締結に関する資料等が確認できず、今後の調査により他の証拠が顕出する可能性も否定できないなど、市と県双方の主張立証が尽くされているとは言えないことから、司法の判断によらずして、本件協定締結が有効であると断定することはできない。

② 時効取得の可否について

次に、本件協定締結の有効性が不明確であるとしても、これまで市が本件土地を旧文化センター敷地の一部として占有してきたことから、取得時効の成立により、市が本件土地の所有権を取得できる可能性について検討する。

民法第162条第1項では「20年間、所有の意思をもって、平穩に、かつ、公然と他人の物を占有した者は、その所有権を取得する。」、同法第186条では「占有者は、所有の意思をもって、善意で、平穩に、かつ、公然と占有をするものと推定する。」と規定されている。

ところで、本件土地は県が公有水面埋立てにより原始取得した土地であるため、県有地の行政財産を時効取得できるかという問題が生じる。いわゆる公共用財産（公共用物）は、私法上の取引の客体とならず、原則として取得時効の対象とならないが、例外として、「公共用財産が、長年の間事実上公の目的に供用されることなく放置され、公共用財産としての形態、機能を全く喪失し、その物のうえに他人の平穩かつ公然の占有が継続したが、そのため實際上公の目的が害されるようなこともなく、もはやその物を公共用財産として維持すべき理由がなくなった場合には、右公共用財産については、黙示的に公用が廃止されたものとして、これについて取得時効の成立を妨げないものと解するのが相当である」（昭和51年12月24日最高裁判決）。

この件については、県が本件土地を公共用財産として使用したという事実は特に認められないため、取得時効の成立は可能であると思われる。また、「他人の物」でなく自己の所有物についても取得時効が成立することは判例により認められている（昭和42年7月21日最高裁判決）。

次に、占有の継続の要件については、前後の両時点の占有を立証すれば、その間は占有が継続したものと推定される（民法第186条第2項）。昭和36年11月に市が示した「文化センター（仮称）建設計画の概要」には、敷地の所在地を「徳島市城内1番地（市有地）」と記載があることから、市が本件土地を旧文化センター敷地の一部として占有を開始したこと、また、その使用状況は旧文化センターが平成29年度末に閉館されるまで変わりがなかったことから、市の占有継続が認められる。

したがって、本件土地が埋め立てられたとされる登記の日付を基準とし、本件土地のうち徳島町城内1-25及び幸町1丁目2-13については、昭和39年8月25日から、徳島町城内1-30及び幸町1丁目2-14については、昭和45年8月10日から、それぞれ20年を経過したことをもって、市の取得時効が成立している、と市が主張することは可能である。

市の時効取得が認められる場合における以上のような法律構成は、板垣、山野目両氏も意見書で説明されているとおりである。

しかしながら、本件取得時効の成立には、上記取得時効の起算日における市の「所有の意思」の認識が不明確であることや、以下③に示す時効援用を阻害する要因が存在するなど、不確定な要素があることから、時効取得の可否についての断定的な判断は困難である。

③ 時効援用の問題について

本件土地について市の時効取得が認められる場合には、市は県に対し時効の援用の意思表示を行うことによって、その起算日に遡って本件土地の所有権を取得し、その一方で、県は本件土地の所有権を失うこととなるが（民法第144条及び第145条）、時効の援用のみによって本件土地の名義が市に移転するのではない。市がその名義を得るためには、不動産登記法第60条の共同申請の原則に基づき、登記義務者となる県に対し、時効取得を登記原因とする所有権移転登記手続を請求しなければならない。また、県がこれに協力しないときは、同法第63条の規定に基づき、県を被告とする所有権移転登記手続請求訴訟を提起し、勝訴の確定判決を得る必要があることは、前述の第3の2の(1)の①の場合と同様である。

しかしながら、判例では、消滅時効において時効の完成を知らずに債務の承認を行った債務者について、信義則により時効の援用権を喪失する可能性があることを認めており（いわゆる時効援用権の喪失の問題。昭和41年4月10日最高裁判決）、取得時効においてもこの考え方は適用される。

したがって、山野目教授が指摘するように、前市長が知事に本件土地の無償貸与を申し入れたことや市有地との交換の提案を受け入れたことは、本件土地の県への所属を是認（取得時効による利益を放棄）するように見え、信義則に照らして時効援用が認められないと評価される可能性もある。

この点について、監査対象課も、市が「本件土地は県有地であり、県から無償借地している」という認識に基づき、県と土地使用に関する協議を行ってきた経緯や、上述の知事に対する前市長の行為について、「市が真の所有者であれば通常は取らない態度を取り続けてきたことは、時効援用を阻害する要因と考えられる」と主張している。このことは、取得時効の成立要件である「所有の意思」について、市の自主占有という認識が途中から他主占有に転換した可能性があることも示唆している。

しかし、市が本件土地の所有権に関して時効の援用を行う場合に、これらの法的問題点を訴訟において主張・立証すべきは県である。

④ 本件土地の所有権の帰属について

以上のように、本件協定の有効性や取得時効の成立の観点から、専門家の意見が示すとおり、法理論的には市が県に対し、本件土地の所有権を主張することは可能であると認められる。

しかし、いずれの理由によるにせよ、本件土地の登記名義を市に移転するためには、まず県に対する所有権移転登記手続の共同申請の請求を行い、県の協力が得られない場合は、県を被告とする所有権移転登記手続請求訴訟の提起が必要となる。

つまるところ、本件土地の所有権の帰属問題は、市と県の間における民事上の紛争として、厳格な法律論を適用して解決を図ろうとすれば、最終的には司法の判断に委ねられることになり、監査委員として、このような民事上の紛争解決

を目的とした法的判断を行うことは、住民訴訟の前置手続たる住民監査請求制度の監査においては限界があり、困難である。

(2) 市が、本件土地について時効援用の手続を行わないことが、違法又は不当に市有地の財産管理を怠り、市に甚大な損害を与えているといえるか

請求人は、「本件土地は市が所有する証拠書類、専門家の意見により市有地であることは明らかであり、内藤市長の就任後、約3か月を過ぎたにもかかわらず、何らの措置もとらずに放置し、市に損害を与えているため、市長は県に対し、時効援用の手続を行うべきである」と主張している。

これに対し、監査対象課は、令和2年3月19日に市が県に所有権移転登記手続の協力を依頼した時点においては、本件協定を内容とする合意又は取得時効の成立により、本件土地の所有権は市に移転したものと考えていたが、県市双方の認識の食い違いや市の主張に反する事実が存在するため、この点について再調査を進めており、現時点では「本件土地が市有地であることが明らかとはいえない」と主張し、その調査結果により今後の方針を検討する、と述べている。

本件土地の所有権の帰属については、(1)で述べたように、本件協定の効力又は取得時効の成立を理由に、市への所有権の帰属を主張することは法律論的に可能であり、市の取得時効が完成している場合には、市は、所有権取得の登記なくして、原所有者である県に対し、本件土地の所有権の取得を主張することができる（大正7年3月2日大審院判決）。

したがって、市が本件土地の所有権を取得するために、県に対し取得時効の援用手続を行うべきであるという請求人の主張も、その意味では首肯できるものがある。

しかしながら、不動産の取得時効においては、時効の援用のみで所有権が移転するとしても、登記名義は単独では移転せず、時効援用者である市は、援用の意思表示と同時に、登記義務者である県に対し所有権移転登記手続請求を行うことが必須となる。この点について、訴訟の提起は費用と時間がかかるため、市は時効援用の手続さえすれば良いという請求人の主張には、取得時効と不動産登記制度に対する誤解があるように思われる。

また、令和2年3月に県から所有権移転登記手続への協力を拒否されたことを鑑みれば、本件土地の名義変更を完了するためには、県に対する訴訟の提起を念頭に置かざるを得ないが、訴訟の提起には議会の議決が必要であること、市の取得時効の成立要件や時効援用に対し、県から市に不利な主張立証がなされる可能性もあるため、慎重な検討を要する。

いずれにしても、厳格な法律論を適用して問題解決を図ろうとすれば、最終的には司法の判断に委ねられることとなる。

一方、山野目教授は意見書の中で「本件事案において、より柔軟な解決を探る余地は十分にある」と指摘し、厳格な法律論の適用による解決でなく、市と県の間で和解的な合意による解決も選択肢の一つであると示している。

以上のような状況を踏まえると、令和2年3月24日に県が市の所有権移転登記

手続の協力依頼に対し不受理を通知して以降、市が改めて県の主張や事実関係等を調査検討し、本件土地問題の解決方法を模索する現段階においては、財産管理上、市が県に対し、本件土地の所有名義を市に移転するための解決手段として、直ちに時効援用手続をとらなければならないとまでは言えない。

したがって、市が本件土地について、違法又は不当に市有財産の管理を怠っているとは認められず、このように本件土地の所有権帰属の判断が困難な中で、直ちに市に財産的損害を与えているとは言えないものと判断する。

3 結論

以上のことから、請求人の主張には理由がないと認められるため、本件請求を棄却する。

4 監査委員の意見

本件請求に対する監査の結果は上記のとおりであるが、次のとおり監査委員の意見を付すものである。

請求人が本件請求に至った背景には、昨年度以来、市と県の間で、本件土地を含めた旧文化センター跡地等に存在する県名義の土地の所有権の帰属について、争いのあることが挙げられる。

市には、普通地方公共団体として、公有財産の効率的な運用を図り、その取得、管理及び処分について適正な事務の執行が求められるとともに、新ホール整備事業の推進のため、建設予定地に含まれる本件土地の権利関係及び登記名義の問題の早期解決が要請される。

しかしながら、本件事案は半世紀以上前の行政手続に起因するものであり、幸町の立体交差道路建設に伴う昭和34年の市議会議決の存在、県が公園用地の潰地回復を目的として寺島川を埋め立てたことなどが当時の資料から確認できるものの、年月の経過による証拠の散逸や関係者不在等により、事実関係に不明確な部分も多い。

そのため、本件土地の所有権を市に帰属させるための法律構成としては、2人の専門家が意見書で示されているように、昭和34年9月26日の市議会議決を内容とする協定の効力及び取得時効による所有権移転が考えられる。しかしながら、このような法律論の争いは、最終的には司法の判断に委ねざるを得ない。また、専門家の意見でも、本件土地問題の早期解決を図るために、将来に向けて市と県がより柔軟な和解的解決を探るべき可能性も指摘されている。

ところで、市は、本件土地問題に関する認識を、令和2年3月の「市有地である」、「時効取得できる」から、現在は「市有地であることは明らかではない」と変化させているが、このような認識の変更及びその根拠は、市民に詳細には説明されていない。

更に、市は、改めて本件土地に関する事実関係等を調査し、その結果を踏まえ、市の方針を定める、としているが、これまで本件土地の所有権に関する資料や法律論的解釈について検討を行い、その結果、市としての一定の認識及び方針に帰着していた

はずである。それにもかかわらず、その認識及び方針を変更するのであれば、確固たる証拠をもって明確な説明がなされない限り、市民は納得しないであろう。

したがって、市におかれては、本件事案の事実関係及び法理論的根拠について、速やかにその意思決定のプロセスの透明性を確保するとともに、十分に検討を尽くし、市民に対する説明責任を全うされるよう要望する。

事実証明書

- 板垣准教授の意見書
「旧文化センター跡地の県名義の土地の所有権について」（令和2年3月3日付け）

- 山野目教授の意見書
「徳島市旧文化センター跡地の土地の事案に係る法律関係の考え方」（2020年3月26日付け）

- 令和2年3月市議会提出資料「新ホール整備事業について」

- 令和2年3月市議会提出資料別冊「旧文化センター跡地の県名義の土地にかかる資料」

令和2年3月3日

意見書

旧文化センター跡地の県名義の土地の所有権について

神奈川県横浜市保土ヶ谷区常盤台79-1
横浜国立大学内

准教授 板垣 勝彦

1 はじめに

この意見書は、徳島市（以下、単に「市」とすることがある。）の旧文化センター跡地に存在する、徳島県（以下、単に「県」とすることがある。）名義で保存登記がなされている一団の土地（以下、「本件土地」とする。）の所有権が徳島市に帰属すること（市有地であること）を明らかにするものである。その理由は、大きく2つに分かれる。

(1) 昭和34年9月26日に徳島市議会が議決した内容の「徳島都市計画街路元町安宅線（立体交差）施行に伴う協定」（以下、「本件協定」とする。そして、同日に本件協定を承認した市議会議決のことを、以下、「本件市議会議決」とする。）が市と県との間で締結されたことにより、本件土地の所有権は徳島市に移転した。

たしかに、本件土地の保存登記は県名義でなされており、その後、市への所有権移転登記手続は行われていないが、これは協定に基づいて行われるべき所有権移転登記に協力する義務を県が履行していないというだけのことである。

(2) そうでなくとも、公有水面埋立が竣工した昭和39年8月25日には、徳島市は、所有の意思をもって平穩かつ公然に本件土地の占有を開始しており、占有開始から20年が経過した昭和59年8月25日には、本件土地の所有権を時効取得した。

以下、本意見書では、この2つの主張について、判例・学説を基に説明を加えていくこととする。

なお、主張(1)(2)のいずれを採るとしても、市が本件土地の所有権を取得した時点以後において、本件土地の所有権の帰属に関する認識不足などを理由として、複数回にわたり、本件土地を県有地であるものとして取り扱った事

実があることは確かである。平成29年以降、市が県に対して本件土地の無償使用や交換を繰り返し提案したことは、その最たるものと言えよう。しかし、真実の所有者が物の所有権を失うのは、その者が所有権を取得した時点以後において、①他人が当該物の所有権を取得（原始取得ないし承継取得）するか、あるいは、②真実の所有者が当該物の所有権を放棄した場合に限られる。これを本件についてみれば、市が本件土地の所有権を取得した時点以後において、①について、県が再び本件土地の所有権を取得したと認めるに足りる事実は何ら見当たらないし、②についても、市が県に対して本件土地の無償使用や交換を繰り返し提案した事実のみを採り上げて、市が本件土地の所有権を放棄したと評価することは極めて困難である。

この点、県は、昭和44年10月に、本件土地について、「昭和39年8月25日公有水面埋立」を事由として、県名義で保存登記を行っており、その際、市から異論があったという記録が存在しなかったことを主張する。しかし、公有水面埋立を行ったのが県である以上、県が本件土地の所有権を原始取得したものとして保存登記を行うことは当然であり、市が、県が自己名義で保存登記を行うことについて異論を出さなかったとしても、市の主張と何ら矛盾するものではない。繰り返すが、市の主張は、本件土地の所有権は、当初、公有水面の埋立により県が原始取得したが、(1)その後、本件協定の効果により、市が承継取得した、(2)そうでなくとも、昭和59年8月25日に、時効取得により、市が原始取得したというものである。

2 本件協定について（主張（1））

（あ）本件協定の締結について

本件土地の所有権は、昭和35年以降、公有水面の埋立によって県が原始取得したものであるが、その後、市が市有地である徳島公園の敷地の一部を立体交差道路用地として県に提供すること、剣先橋踏切を廃止すること、市が県から本件土地の所有権の移転を受けることなどをその内容とする本件協定（本件の争点について焦点を当てるならば、県有地であった本件土地と市有地であった徳島公園の敷地の一部の交換契約）の効力により、本件土地の所有権は県から市に移転した（市が本件土地の所有権を承継取得した）ものとみるべきである。

この点、県は、本件協定を承認する内容の、本件市議会議決に対応した県議会議決の存在が確認できないことを根拠に、本件協定はそもそも締結されていない（不存在である）と反論している。

たしかに、本件協定が締結されたことを直接証明する書面としての「協定書」の存在は確認されていない。しかし、①本件市議会議決が行われたことは証拠

によって明らかであり、本件市議会議決に至る審議において具体的かつ詳細な「協定書」の文案が示されていること、②当時の徳島新聞において、①で議決された文案と同一の、具体的かつ詳細な内容に立ち入って、本件協定に関する議決が成立した旨の報道がなされていること、③本件市議会議決が行われて以降、市が市有地である徳島公園の敷地の一部を立体交差道路用地として県に提供したこと、剣先橋踏切が廃止されたこと、市が県から本件土地について現実の引渡しを受けたことなど、①で議決された文案及び②で報道された内容に沿った義務が（本件土地の所有権移転登記手続を除いて）全て順次履行されていることに鑑みれば、本件協定が締結されたことは優に推認できるものとする。よって、本件市議会議決に対応する県議会議決の存在が確認できなくとも、本件協定は締結されたものとする。

(い) 本件協定の効力について

ところで、本件市議会議決に対応した県議会議決の存在が確認できないのであれば、仮に本件協定が締結されていたとしても、本件協定の効力は無効であるという解釈も考えられる。すなわち、本件協定が締結された昭和34年当時の地方財政法第8条は、「地方公共団体の財産は、条例又は議会の議決による場合を除く外、これを交換しその他支払手段として使用し、又は適正な対価なくしてこれを譲渡し、若しくは貸し付けてはならない。」と定めていたから、県がその保有する財産である本件土地を交換するには、県議会の議決が必要となるはずであって、本件市議会議決に対応する県議会議決が不存在であるとすれば、本件協定の効力は無効となるという解釈もあり得るからである。

しかし、本件協定が締結された昭和34年当時の「徳島県県有財産および営造物に関する条例」第29条第1項は、「財産は、必要があるときは、県以外の者の財産と交換することができる。」と定めていたことに注目しなければならない。法令を合理的に解釈するならば、この規定の要件を充たした場合には、当時の地方財政法第8条に定める「条例……による場合」に該当するものと解するのが自然であろう。すなわち、本件土地と市有地である徳島公園の敷地の一部を交換するに当たり、本件市議会議決に対応する県議会議決を経ることは、そもそも不要だったのである。

なお、「徳島県県有財産および営造物に関する条例」第29条第1項にはただし書が付されており、「ただし、価額の差額が、その高価なものの価額の四分の一をこえるときは、この限りでない。」と規定する。本件土地と市有地である徳島公園の敷地の一部の価額について、いずれが高額であったのか、さらに、その差額が高価なものの価額の四分の一をこえていたか否かについては、今となっては知る由もないが、ともかく、その立証責任は、同条例第29条第1項ただし書の該当性を主張する側にある。

よって、本件市議会議決に対応する県議会議決の存在が確認できなくとも、本件協定の効力には何ら問題がないと考える。

(う) 県名義の本件土地の保存登記の存在について

なお、本件土地については、昭和44年10月になって、「昭和39年8月25日公有水面埋立」を事由として、県名義で保存登記が行われたのみであり、その後、所有権移転登記手続は行われていない。したがって、本件協定に基づく契約上の債務として、県は市に対して本件土地の所有権移転登記に協力しなければならない義務を負っているにもかかわらず、県はこれを現在に至るまで履行していないことになる。なお、所有権に基づく移転登記請求権は物権的請求権であることから、時効によって消滅することはない。

この点、徳島県知事は、令和元年12月20日の定例記者会見において、民法177条を引用して、第三者対抗要件である登記を県が備えている以上、本件土地の所有権は県に帰属するという旨の主張を行っている。しかし、この主張は第三者対抗要件に対する単純な誤解に基づくものであり、的を射ない。すなわち、登記に公信力が認められていない日本法の下では、甲土地にA名義の登記がなされているからといって、Aが甲土地の所有者であるということが公証されたことにはならない。民法177条が定める第三者対抗要件としての登記とは、不動産に関する物件の得喪及び変動（物権変動）に関しては、その登記を備えなければ、当事者若しくはその包括承継人以外の第三者に対して、物権変動の事実を対抗することができないという趣旨である（大判明治41年12月15日民録14輯1276頁）。本件における市と県は、本件協定に基づいて本件土地の所有権を移転した当事者同士の関係にあるから、市と県の間で本件土地の所有権がいずれに帰属するのかという問題については、登記の有無は結論に何ら影響を及ぼさない。

したがって、本件土地について県が保存登記を備えている（本件土地が県名義である）としても、本件土地の所有権が市に帰属することに変わりはないものとする。

3 本件土地の時効取得について（主張（2））

昭和36年11月に市が策定し、翌12月に市議会で説明が行われた「文化センター建設計画」において、文化センターの敷地を示す欄には「市有地（4538㎡）」という記載がされている。本件土地も文化センターの敷地に含まれることからすれば、この記載をもって、市は、本件土地を、昭和36年11月時点において、所有の意思をもって占有する意思があったことが明らかである。ただし、昭和36年11月時点においては寺島川の公有水面埋立が完了しておらず、将来の占有の意思はあっても、占有の対象となる本件土地は存在してい

なかったものと考えられる。そこで、実際に市による本件土地の占有が開始された時点について検討すると、本件土地の登記事由に「昭和39年8月25日公有水面埋立」と記載されていることに鑑みれば、昭和39年8月25日が占有開始日であるとするのが合理的である。

民法第162条第1項は、「二十年間、所有の意思をもって、平穩に、かつ、公然と他人の物を占有した者は、その所有権を取得する。」と定める。これを本件についてみると、昭和39年8月25日には、徳島市は所有の意思をもって平穩かつ公然に本件土地の占有を開始していたのであるから、その善意ないし過失の有無にかかわらず、占有の開始から20年が経過した昭和59年8月25日に、本件土地の所有権を時効取得したものとみるべきである。

ところで、本件土地は、公有水面の埋立によって県が原始取得した土地であるため、埋立当初は県の公有財産（地方自治法238条第1項）であったと解される。そのため、これが県の行政機関による供用開始決定を通じて県の公の目的に供されていたという事情でも存在するならば、行政財産（同条第3項・第4項）の時効取得の可否という問題に直面することになるけれども（最判昭和51年12月24日民集30巻11号1104頁は、行政財産である公共用財産（同条第4項）について、長年の間事実上公の目的に供されることなく放置され、公共用財産としての形態・機能を全く喪失し、もはやその物を公共用財産として維持すべき理由がなくなった場合において、黙示的に供用が廃止されたものとして、取得時効の成立を認めており、行政財産について取得時効が認められるためには、「黙示の公用廃止」が必要であるとする。）、本件土地については、県の行政機関による供用開始決定が行われた形跡はない。したがって、埋立当初の本件土地は県の公の目的に供されていない普通財産（同条第3項・第4項）であったと考えられ、市による時効取得の成立を妨げる事情は何も存在しない。

なお、主張（1）との関係では、最判昭和42年7月21日民集21巻6号1643頁は、「取得時効は、当該物件を永続して占有するという事実状態を、一定の場合に、権利関係にまで高めようとする制度であるから、所有権に基づいて不動産を永く占有する者であつても、その登記を経由していない等のために所有権取得の立証が困難であ……〔る〕等の場合において、取得時効による権利取得を主張できると解することが制度本来の趣旨に合致する」として、自己の所有物の時効取得も認められるとしており、主張（1）と（2）は相互に何ら矛盾するものではないことを付け加えておく。むしろ、本件における市は、まさに「所有権に基づいて不動産を永く占有する者」であるにもかかわらず、「その登記を経由していない等のために所有権取得の立証が困難である」ために、「取得時効による権利取得」を主張しているのである。

4 結論

以上の理由から、本件土地の所有権が徳島市に帰属することは、法律上明らかであると考える。

以上

経 歴

板垣 勝彦 (いたがき かつひこ)
横浜国立大学大学院国際社会科学研究院准教授
博士 (法学) (東京大学)

略歴

昭和56年3月 福島県生まれ
平成16年3月 東京大学法学部卒業
平成18年3月 東京大学法科大学院修了
平成19年4月 東京大学大学院法学政治学研究科助教
平成19年9月 司法試験合格
平成22年4月 国土交通省住宅局住宅総合整備課主査
平成23年4月 山梨学院大学法学部講師
平成25年4月 横浜国立大学大学院国際社会科学研究院准教授
平成26年7月 博士 (法学) (東京大学) の学位を取得
現在に至る

主著

- ・『保障行政の法理論』(弘文堂・平成25年)
- ・『住宅市場と行政法—耐震偽装、まちづくり、住宅セーフティネットと法—』(第一法規・平成29年)
- ・『ごみ屋敷条例に学ぶ 条例づくり教室』(ぎょうせい・平成29年)
- ・『公務員をめざす人に贈る 行政法教科書』(法律文化社・平成30年)
- ・『地方自治法の現代的課題』(第一法規・令和元年)
- ・『自治体職員のための ようこそ地方自治法 [第3版]』(第一法規・令和2年)

2020年3月26日

徳島市旧文化センター跡地の土地の事案に係る法律関係の考え方

早稲田大学教授

山野 章夫

目次

- 1 事案の特徴
- 2 交換による所有権の移転およびそれに基づく法律関係の処置
 - (1) 交換契約の成立に関する民法の理論
 - (2) 契約の成否判断に関する民事裁判実務
 - (3) 本件土地の所有権の登記に関する現在の状況の理解
 - (4) 証拠または間接事実により交換契約の成立が認定される場合の解決
- 3 時効取得による所有権の取得およびそれに基づく法律関係の処置
 - (1) 時効期間に相当する占有の継続
 - (2) 時効援用権の喪失の成否
 - (3) 本件土地の所有権の登記に関する現在の状況の理解
 - (4) 時効取得による市の所有権取得が認定される場合の解決
- 4 拾遺

1 事案の特徴

本件事案の第一の特徴は、長い年月の経過である。しかし、その年月が経過する間、本件事案の当事者である徳島県（これからあと単に県とよぶ）と徳島市（同じく単に市）との間に全く折衝がなかったものでもない。両者間に契約がされたことを窺知させる資料がある。これが第二の特徴である。

法律関係を考察する正当な手順は、いま掲げた順序と異なる。第二の特徴に着眼して法律関係を整理し、それでなお課題が残る際は第一の特徴である時間の経過の問題を検討することになる。すなわち、契約があり、それを原因として権利変動（本件事案の場合は、土地の所有権の移転）があったことが明らかであるならば、そこで結論が得られる。もし契約による権利変動の成否に疑問が残るならば、長く土地を占有した当事者があるかどうか、に着眼する考察が続く。

そこで、ここでは、この順序で2つの特徴を検討することにする。

2 交換による所有権の移転およびそれに基づく法律関係の処置

(1) 交換契約の成立に関する民法の理論 民法 586 条 1 項の規定は、「交換は、当事者が互いに金銭の所有権以外の財産権を移転することを約することによって、その効力を生ずる」と定める。「約する」ことのみが成立要件であり、契約の成立に方式が求められない。書面や電磁的記録の作成が方式として求められる要式契約（同法 466 条 2 項や 587 条の 2 参照）とは異なる。

したがって、本件事案において、県と市との間の交換契約の成立を証する書面で処分証書に当たるものが見当たらないことは、当然に交換契約の成立を妨げるものではない。

処分証書とは、契約などの法律行為そのものが記される文書をいう（土屋文昭＝林道晴『ステップアップ民事実認定』〔2012 年〕42 頁〔矢尾和子〕）。処分証書でない文書で書証とされるものは、報告文書とよばれる。

(2) 契約の成否判断に関する民事裁判実務 一般に、主要事実について自白が得られない場合において、主要事実の成否は、証拠により証明するか、または間接事実から推認する。

本件事案においては、交換契約の成立に関する当事者の認識に齟齬がある。主要事実、交換契約の成立であり、これについて県の自白が得られない場合は、証拠および間接事実から総合判断をすることになる。

一般に証拠には、書証（処分証書または報告文書）や人証（契約の成立を証言する関係者の供述など）がありうる。本件事案においては、まず、市議会の議決書が書証となる。議決書は、直接に県との間で作成された文書ではなく、処分証書ではない。これは、交換契約が成立したことを伝える報告文書である。この報告文書をもって交換契約の成立を認定するかどうかは、他の証拠との総合判断による。

つぎに、県と市とが協定を締結することに合意した旨の新聞報道に係る新聞記事も書証である。これは、伝聞供述を録取した文書という性格をもつ書証であると性格づけられる。すなわち、取材をした当時の新聞記者が県と市との間の協定の成立を実験した事実を伝える文書である。刑事訴訟においては、伝聞法則とよばれるものの制約を受け（刑事訴訟法 321 条）、原則として、これを証拠とすることができず、記者の証人出廷を求めなければならない。わかりやすい例を挙げれば、A を殺したとして起訴された被告人は、殺害の現場を見たという B の供述の録取書が検察官から提出されても、それのみでは有罪とされない。被告人には、原則として、B の公判廷への出頭を求め、直接に問い質す権利が憲法 37 条 2 項により保障される。これに対し、民事訴訟においては、この伝聞証拠の禁

止の制約が存在しない（憲法の規定は、刑事被告人の権利の保障である）。したがって新聞記事も、民事訴訟において証拠能力を有する。あとは、そこから交換契約の成立を認定することができるかどうか、他の証拠との総合判断により見定められる。

証拠でなく、間接事実による推認についても、検討しておく。本件土地の所有権移転に係る契約条項を除き、成否が論点となっている交換契約の契約条項のすべてが現実に履行されている事実は、主要事実である交換契約の成立の推認に積極的に働く。長い時日にわたり市による本件土地の使用に県が異議を述べた形跡が見当たらない事実も、同様である。もともと、本件事案は、いまだ訴訟事件として係属しているものではない。訴訟になるならば、原被告から、県に有利な新しい間接事実が、また、市に有利な別の間接事実が弁論に顕出するかもしれない。それは、民事訴訟を支配する弁論主義と直接主義という基本原理に鑑み当然のことである。

(3) 本件土地の所有権の登記に関する現在の状況の理解 本件土地は、昭和39年8月25日、県が、公有水面埋立て（「埋立て」は、古い法制執務とそれを前提とする登記の事務においては漢字のみで表記するけれども、現在の公用文表記および法制執務においては「て」を送る）により所有権を原始取得し、これに伴い、県を登記名義人とする所有権の保存の登記がされている（法制執務は、これら2つの「の」を置く。今後、本件事案を処理するにあたり、関係する吏員は県も市も公務員であるから、法制執務を尊んで欲しいと望む。）。

この事実は、どのように理解されるか。

登記の効力要件的効力、推定力、そして対抗力を順次に紹介する。

まず、ドイツなどの外国法制と異なり、民法176条の規定を擁する日本の法制において、権利変動は、交換契約「のみ」により生ずる（同条）。すなわち、登記に効力要件的効力はない。したがって、交換契約の成立が認められるならば、それにより当然に所有権は市へ移転する。市への所有権の移転の登記がされていないことは、民事の法律関係において、特段の意義を有しない。

つぎに、いちおう登記には推定力が認められる（最判昭和34年1月8日民集13巻1号1頁）。すなわち、県を登記名義人とする所有権の登記がされている事実は、ひとまず本件土地の所有権が県に帰属することを推定させる。けれども、市が交換契約の成立の主張立証に奏功するならば、推定は覆される。

さらに、登記の対抗力は、そもそも問題とならない。県と市とが交換契約の当事者であるならば、当事者間において民法177条の対抗問題は生じない（大判明治41年12月15日大審院民事判決録14輯29巻1281頁参照）。これは、不動産登記の理解における常識に属する。本件事案において同条が持ち出される

ことがあるならば、それは、民法の初歩的な誤解による。

(4) 証拠または間接事実により交換契約の成立が認定される場合の解決
本件土地は、前述のとおり、昭和39年8月25日、県が、公有水面埋立てにより所有権を原始取得し、これに伴い、県を登記名義人とする所有権の保存の登記がされている。

現在において残されている資料から、おそくとも昭和34年9月26日までに、県と市との間で本件土地を目的とする交換契約が成立したと認められる場合の法律関係は、つぎのようになる。すなわち、この交換契約は、公有水面埋立てにより本件川床が土地となり県が本件土地の所有権を取得することを停止条件として、本件土地の所有権を県から市へ移転する趣旨であると解される。

したがって、市は、県に対し、交換を登記原因とし、昭和39年8月25日を登記原因日付とする所有権の移転の登記の手續を請求することができる。この登記は、不動産登記法60条に従い、県を登記義務者とし、市を登記権利者として、両者が共同で申請する。県が共同申請に協力しない場合において、市は、県を被告とする登記手續の給付の訴えを提起することを経て、原告となる市の請求を認容する確定判決を提供し、単独で(共同申請によらないで)所有権の移転の登記を申請することができる(不動産登記法63条1項)。

3 時効取得による所有権の取得およびそれに基づく法律関係の処置

(1) 時効期間に相当する占有の継続 20年間、所有の意思をもって、平穩かつ公然と継続して他人の土地を占有した者は、時効援用の意思表示をするならば、その土地の所有権を時効により取得する(民法162条1項・145条)。その反射的效果として、従来の所有者が所有権を喪う。そして、まず、所有の意思をもってする占有であること、および平穩かつ公然の占有であることは、民法186条1項に基づき推定される。また、20年間の継続占有は、20年間、一瞬たりとも欠かさずに占有したことを厳密に立証する必要はなく、20年間の起点と終点において占有していた事実を主張立証するならば、その間の継続占有が推定される(同条2項)。

本件事案においては、市が昭和37年に本件川床を市の施設である文化センターの敷地として使用を開始したものと認められ、その後、その状態に変化がないまま現状に至っている。そこで、本件川床が土地となった昭和39年8月25日当時、市は、本件土地を占有していた。また、昭和59年8月25日当時、市は、本件土地を占有していた。よって、市は、時効援用の意思表示をすることにより、本件土地の所有権を取得することができる。追って、時効取得は、民法162条

1項の法文の文言にもかかわらず、自分の土地であっても主張することができる
と解されている。これは、一般に確立した解釈理解である（最判昭和44年12
月18日民集23巻12号2467頁）。したがって、市は、交換契約に基づく所有
権の移転取得と併行して時効取得の主張をすることに何ら妨げはない。

(2) 時効援用権の喪失の成否 客観的に時効が完成した場合においても、
時効が援用されなければ、時効の効果は生じない（民法145条）。時効援用の意
思表示をするかどうかは、通常、援用権を有する者の随意である、しかし判例は、
信義に照らし、諸事情の総合的な判断を踏まえ、時効援用をすることができなく
なる場合があるとする（最大判昭和41年4月20日民集20巻4号702頁）。こ
の事態は、時効援用権の喪失とよばれる。時効援用権の喪失が起こるかどうかは、
信義に照らし時効援用を許すことが相当でないとする評価を根拠づける具体的
事実（時効援用権喪失の評価根拠事実）と、信義に照らし時効援用を許すことが
相当でないとする評価を障害する具体的事実（時効援用権喪失の評価障害事実）
との総合判断により見定められる。

この時効援用権喪失の法理が取得時効において適用された実績は、あまりな
い。消滅時効であれば、わかりやすい例を挙げることができる。借金をした者が、
借金の債務に係る消滅時効が完成したにもかかわらず、「一所懸命に資金繰りに
努め、近日中にお支払いします」と述べるならば、他に特段の事情がない限り、
金銭の借主は消滅時効を援用することが信義に反すると考えられる。

たしかに本件事案においても、平成30年、徳島市長は徳島県知事に対し、本
件土地を無償で貸与して欲しいと申し入れており、これは、本件土地の県への所
有権帰属を是認する振舞いのようにみえる。この事実は、時効援用権喪失の評価
根拠事実にあたる。

半面において、県が過去の使用利益の償還を市に対し請求するなどをしてお
らず、そのことを知りながら徳島市長が上記の申入れをした事実は、時効援用権
喪失の評価障害事実となる。すなわち、市は、ひとまず本件土地の所有権の帰属
に関し確信を有しないまま県に対し穏便な解決を志して協議を申し入れた、と
いう経過である可能性もある。その実質は、平成27年法律第44号により改正
された後の民法の規定で言うならば、時効の完成猶予に関する151条の協議の合
意の申入れに近いと考えられる。ただし、この改正は、本件事案に適用されな
いし、また、県の応接がなかったことにより、協議の合意は成立していない。

もともと、いずれにしても、本件事案は、いまだ訴訟事件として係属している
ものではない。訴訟になるならば、原被告から、県に有利な新しい別の評価根拠
事実が、また、市に有利な別の評価障害事実が弁論に顕出するかもしれない。こ
れもまた、民事訴訟を支配する弁論主義と直接主義という基本原理に鑑み当然

のことである。

(3) **本件土地の所有権の登記に関する現在の状況の理解** 本件土地は、すでに確かめられているとおり、昭和39年8月25日、県が、公有水面埋立てにより所有権を原始取得し、これに伴い、県を登記名義人とする所有権の保存の登記がされている。

この事実は、どのように理解されるか。

ここでも、登記の効力要件的効力、推定力、そして対抗力を順次に主題とする。

まず、民法162条・145条は、時効期間に相当する期間にわたる法定の態様による継続占有と時効援用の意思表示のみを時効取得の要件として定める。したがって、県を登記名義人とする所有権の登記がされていることは、市による時効取得の妨げとならない。

つぎに、すでに指摘したとおり、いちおう登記には推定力が認められる。すなわち、県を登記名義人とする所有権の登記がされている事実は、ひとまず本件土地の所有権が県に帰属することを推定させる。けれども、登記の推定力は、市が時効取得の主張立証に奏功するならば、推定は覆される。

さらに、登記の対抗力は、そもそも問題とならない。県と市とは時効取得の当事者であるから、それら当事者間において民法177条の対抗問題は生じない(最判昭和41年11月22日民集20巻9号1901頁参照)。

(4) **時効取得による市の所有権取得が認定される場合の解決** ここまでに検討してきた時効取得が認められる場合において、市は、県に対し、時効取得を登記原因とし、昭和39年8月25日を登記原因日付とする所有権の移転の登記の手續を請求することができる(登記原因との関連において民法144条を参照)。この登記は、不動産登記法60条に従い、県を登記義務者とし、市を登記権利者として、両者が共同で申請する。県が共同申請に協力しない場合において、市は、県を被告とする登記手續の給付の訴えを提起し、原告となる市の請求を認容する確定判決を提供し、単独で(共同申請によらないで)所有権の移転の登記を請求することができる(不動産登記法63条1項)。

4 拾遺

ここまでの考察において提示したところが、法律論として考えられる本件事案の考え方である。

しかし、あらゆる法律紛争が厳格な法律論の適用により解決されるとは限らない。現に民事の紛争を扱う裁判所において、多くの紛争が和解により解決され

ている。

本件事案は、どうか。

県に対し問う。真に本件土地が県の所有であるとするならば、そこを市が占有することに異議を述べず、また、市が使用することについて使用利益の償還を請求したり、あるいは無償使用をさせることを公文書上明らかにしたりするなどの処置を講じなかった理由は、何であるか。

また、市に対し問う。真に本件土地が市の所有であるとするならば、なぜ県を登記名義人とする所有権の登記を是認ししづけたか。

いずれも、厳格に述べるならば、事案に携わった当時の県および市の公務員において公有地の管理に係る事務に過責があったおそれが大きい。しかし、それらの公務員の多くは、すでに退職している。

最も大切である事項は、県民ないし市民の福利である。いうまでもなく、すべての公務員は、「全体の奉仕者」にほかならない（憲法 15 条 2 項）。その根本に虚心に思いを致すならば、本件事案において、より柔軟な解決を探る余地は十分にある。たしかに県および市は、従前において本件土地の所有権の帰属に関し、見解を異にする事態が存在した。その経過の確認を踏まえ、将来に向け、県および市が、これまでの互いの権利主張を再考し、今後における本件土地の所有権の帰属を新しく定める、というようなことは、考えられないではないであろう。

あらためて指摘するまでもないことであるが、意見書作成者は、本件土地が所在する地域の、単なる旅行者である。県にも市にも何らの利害関係を有しない。過去に 2 度にわたる旅行において、眉山から望む美しい眺望を堪能した。阿波、蜂須賀藩政の時このかた重きをなし、『鳴門秘帖』で描かれた豊穡の地が末永く発展することを願う。そのために、この地に等しく責任を負う 2 つの地方公共団体が無益な争いに精力を費やすことがないよう切に望む。

意見書作成者の略歴

山野目 章夫 (やまのめ あきお)

早稲田大学大学院法務研究科教授

1958 年生まれ。2000 年に早稲田大学法学部教授。2004 年 4 月より現職。

著書に『民法概論 1/民法総則』(有斐閣、2017 年)、『民法概論 4/債権各論』(有斐閣、2020 年)、『新しい債権法を読みとく』(商事法務、2017 年)、『不動産登記法』(第 2 版、2020 年、商事法務)、『不動産登記法概論/登記先例のプロムナード』(2013 年、有斐閣)、『不動産登記法入門』(第 2 版、2014 年、日経文庫)、『定期借地権論/定期借地制度の創設と展開』(一粒社、1997 年)、『建物区分所有の構造と動態/被災マンションの復興』(日本評論社、1999 年)。

編著に、『要件事実論 30 講』（第 4 版、2018 年、弘文堂、村田渉判事との共編）、『不動産貸借の課題と展望』（2012 年、商事法務、松尾弘教授との共編）、『不動産登記重要先例集』（2013 年、有斐閣）、『法を学ぶ人のための文章作法』（2016 年、有斐閣、井田良・佐渡島紗織の両教授との共著）。

国土審議会委員、成年後見制度利用促進専門家会議委員、法制審議会臨時委員、中央教育審議会専門委員、NHK 受信料制度等検討委員会委員、民事法務協会理事、日本土地家屋調査士会連合会顧問。

エクス・マルセイユ第三大学客員教授（2003 年 3 月、2006 年 3 月）。

新ホール整備事業について

1 現在の状況

12月議会において報告した、新ホール整備事業にかかる市の方針(案)等については、市議会から様々なご意見とともに、市民・県民のことを第一に考え、これまでの県に対する対応を改め、誠意を持って、県の理解と信頼を回復することに尽力するとともに、県有地問題の解決に向けて、県との協議が早急に再開できるよう、全力で取り組むことを強く求める「新ホールの早期整備に関する決議」をいただいた。

また、県議会においても県に対し、県議会の3つの強い要望を厳守すること、県有地の帰属問題をはじめ、市側から納得できる具体的な説明がない限り、軽々に協議を再開しないこと、協議再開となった際には、しっかりと協議を行い、新ホールの早期実現に向け、県市協調で取り組むこととする「徳島市新ホール建設予定地における県有地の扱いに関する決議」がなされた。

これらのことを踏まえ、県から納得を得て新ホール整備に向けた協議を再開してもらうための方針をさらに検討するとともに、県名義の土地の帰属問題については県にも照会を行うなどして、土地が成立した経緯について調査を行ってきた。

現時点では、県名義の土地の使用権が確立されていないため、優先交渉権者との仮契約に向けた手続きや埋蔵文化財発掘調査、旧文化センターの地下構造物解体に伴う下水管移設等の作業は停止している。

今後、新ホール整備に向けた市の考えや、土地の帰属問題に関する市の認識を県に説明し、土地の使用権が確立でき次第、優先交渉権者との仮契約協議や、埋蔵文化財調査にとりかかりたい。

2 新ホール整備に向けた市の考え

(1) 基本的な方針

新ホール整備については、基本理念である「市民の芸術文化の創造拠点」を実現するとともに、徳島市中心部のまちづくりに寄与すべく計画を進めてきた。

市民・県民の期待は、県都にふさわしい1500席規模のホールの日も早い整備であり、この市民の要望に沿うべく市議会からも早期の整備という結果を求められている。

そして、この早期の新ホール建設を実現するとすれば、旧文化センター跡地を候補地とすることが最適と判断し、早急に新ホールを整備できるよう取り組んでいるところである。

このように、市は、旧文化センター跡地での新ホール整備に早々に着手し、やり遂げるからこそ重要であると理解している。

この市民・県民の切実な願いについては、県も十分受け止めていただいております、これを早期に実現すべきという市と共通の認識に立って、県も事業の遂行に協力していただいていると理解している。

市としては、そのような県との協調を図って新ホール整備を進めていくことは当然であり、市としても当然のこととしてこれまで対応、努力してきたが、他方、県市協調が図られていないとの批判があり、現に県との協議が停止している。

市としては、このような現状に鑑み、市民・県民の、また市議会、県議会の理解が得られるように、更に県市が協調を図っていくことによって、市民・県民の期待に応えたいと考えている。

以上の基本的な方針のもと、事業の進捗や状況の変化については、市議会に対して適切に報告を行い、しっかりのご理解いただくとともに、市民に対しても情報発信を十分に行い、市民の理解と支援を得ながら事業を進めたいと考えている。

(2) 県市の協議経過、優先交渉権者を選定、公表した理由の補足説明

ア 候補地を旧文化センター跡地とするまで

平成29年6月以降、市では徳島駅西側駐車場を建設候補地として、新ホールの整備を検討していたが、徐々に費用や整備期間等の課題が明らかになった。そこで、当該候補地において、事業費の抑制や整備スケジュールの短縮が可能かどうかについて更に検討を進めていたが、その検討結果はかなり厳しいものであった。

そのため、同時に当該候補地以外にも新ホール建設予定地を検討することとして、新ホール建設予定地を徳島駅西側駐車場から変更する場合の新しい候補地の条件等についても確認を行っていた。

その候補地の一つが旧文化センター跡地であり、その条件確認の一環として、平成30年7月19日に市長が知事を訪問し、旧文化センター跡地へ候補地を変更した場合に、敷地内の県名義の土地を引き続き利用させていただけるかどうかについて、確認させていただいた。

その際に、知事からは「今まで通りですね。どうぞ。」という言葉をいただいたので、旧文化センター跡地で新ホールを整備する場合には、県名義の土地は今まで通り無償使用での内諾をいただいたものと認識した。

その後、市では、新ホールの整備について、さらに検討を進めた結果、平成30年8月22日に新ホール建設候補地を旧文化センター跡地へ変更することを決定した。

イ 候補地決定から事業者募集開始まで

建設候補地を旧文化センター跡地とした後、平成30年10月から県名義の土地の利用について、無償使用の方針のもとに、市が無償使用する場合の条件（境界確定、地下埋設物の撤去）について県市間の事務レベルの協議を進めてきた。

土地利用にかかる協議と並行して、新ホール整備基本計画を策定するとともに、事業スケジュールや地下構造物の撤去に関する考え方などについて、県に確認を行いながら事業者の募集要項や要求水準書を作成し、令和元年6月市議会で債務負担行為の議決を得て、9月25日を提案締切として、7月1日から事業者募集を開始した。

なお、土地利用に関して、6月14日の県議会県土整備委員会において「県有地の貸与については決定したものではなく、協議中であり、境界確定と埋設物の撤去の状況を踏まえた上で総合的に判断する。」という県の考えが示されているが、その後、6月24日の市議会総務委員会において「これまでも協議を進めてきており、条件が整ったら貸すという方向性は変わっていないと確認している。」との市の認識を答弁したことに対して、6月28日の県からの電子メールにおいて「市の説明のとおり」とするとの今後の共通認識が確認できたため、事業者の募集を開始した。

このように、当初から土地使用に関する協議と、新ホール整備にかかる事業者選定手続きは並行して進めてきた。

ウ 事業者募集開始から、土地交換の方針に切り替えるまで

この段階まで、県名義の土地は無償貸与という方針で協議を進めてきたが、6月県議会県土整備委員会での議論を踏まえて、7月31日に県から市に対して無償使用以外の選択肢も検討するよう要請があった。

ただ、県として無償使用を選択肢から外すというものでは無かった。そこで、市は有償使用、交換、購入等について検討したが、これまで文化センター敷地として無償で使用してきたことや、交換手続きには長い期間が必要であることなどから、9月5日に「引き続き無償使用でお願いしたい。」との回答を行った。

その後、9月17日に、県から「交換が最善」とする提案を受けた。

9月25日には事業者からの提案が出揃う段階ではあったが、事務レベルの協議では、将来の交換を前提とする覚書等で土地を使用させてもらうなど、事業スケジュールに影響を及ぼさない手法も示されたことから、9月市議会に報告した上で、交換の方針で協議を進める旨を、9月市議会の閉会日である9月30日に県へ回答した。

なお、将来の交換を前提に覚書等で県有地を利用するという手法については、阿波おどり会館（平成11年開館、平成19年土地交換、土地交換

までの間は有償借地)の例がある。

また、同日に「県有地問題に対して、敷地の境界確定及び交換地の合意が得られるまで、新ホール整備を進めるための業者選定作業には、取りかからないこと。」等とする市議会の附帯決議があった。

エ 土地交換の方針に切り替えてから、優先交渉権者の選定・公表まで

(ア) 県議会の要望への対応について

土地交換の方針に切り替えた翌日(10月1日)には県から、速やかに協議を進めるため、土地交換の具体案を提示するよう要請があり、市は10月2日に元徳島東工業高校用地と徳島文化公園の2箇所を交換候補地として提示した。

その翌日の10月3日の県議会県土整備委員会において「①県・市双方が納得できるよう、また、拙速とにならないよう、しっかりと協議を行うこと。②今後も、土地交換の手続の進捗を、逐一、委員会に報告すること。③県有地の利用に関しては、交換契約が固まった段階で、最終的に判断すること。」とする3点の要望が示され、それに対して「県有地の利用については、覚書等ではなく、交換契約が固まった段階で判断する」という、県の方針が示された。

このため市は、将来の交換を前提とする覚書等での土地利用ではなく、事業者募集要項に示した12月の契約に間に合うよう、早急に土地交換契約を締結するため、県が交換対象地を選定するための条件整理等について、県市の事務レベルで緊密に連携しながら協議を進めるとともに、市のスケジュールも示しながら、10月30日に優先交渉権者の選定・公表を行った。

(イ) 市議会の附帯決議がありながら優先交渉権者を選定・公表したことについて

事業者選定手続きについては、7月1日から事業者の募集を開始し、9月25日の締め切りまでに6事業者(うち1事業者は失格)から応募があった。その後、9月30日に「業者選定作業には、取りかからないこと」とする市議会の附帯決議があった。

事業者選定手続きの流れは①募集開始、②募集の締め切り、③審査、④優先交渉権者選定・公表、⑤優先交渉権者との交渉、⑥仮契約、⑦市議会の議決(本契約)である。

この市議会の附帯決議があったのは、既に②まで終了した時点であったので、選定手続きにとりかからないことは不可能であるが、附帯決議を有意に解釈し、事業者の選定手続きを途中で停止することとした。

附帯決議がなされた以降の事業者選定手続きの流れは、前述の③以

降であるが、市としては、ア、事業者を募集した以上選定を行う責任があること、イ、応募した事業者に迷惑や負担をかけないこと、ウ、事業者に対しては、県名義の土地の使用権が得られるまで契約締結の延期を了承してもらう必要があること、の問題があった。

そこで、市議会の附帯決議の趣旨を尊重するとともに、この問題に対応するとすれば、前述の③以降のどの段階で選定作業を停止するかを判断せざるを得なかった。その結果④までの手続きを終えた段階で停止することとしたものである。

すなわち、既に提案が提出されている以上、どの段階で審査を行っても結果は同じであり、審査を行わない状態としておくことは、多額の費用と手間をかけて応募した事業者に対して、事業に取りかかれる体制を維持するなど更なる負担をかけることになる。また、優先交渉権者を選定しなければ、提案のあった5事業者全てに待ってもらうことになり、結果的に選ばれなかった事業者に対しても、無駄な負担を強いることになる。このようなことから、待ってもらう事業者を1者に絞った上で、契約締結の延期について了承を得ることが最善であり、優先交渉権者の選定・公表までは行わざるを得ず、⑤以降の手続きを停止するとの判断に至ったものである。

オ 土地交換協議の停止

このことに対して、10月30日の夕方、県土整備部長の「県議会からの要望に沿ったものではなく、今後の協議への影響が懸念され大変遺憾である」とのコメントが報道機関に対して出された。11月1日には、記者会見の場において、知事から市が優先交渉権者の選定・公表を行ったことが「県議会の要望や市議会の附帯決議に反した」として、土地交換協議を無期限停止することについて表明があり、それ以降、協議が停止している状態である。

協議停止の理由として、市が優先交渉権者の選定・公表を行って「県議会の要望に反した」という点が挙げられたが、10月3日の県議会の要望を踏まえて県が示した「交換契約が固まった段階で土地利用について判断する」という新たな方針に対して、市として可能な限り迅速に対応していた。

また、事業者選定手続きについては、事業者の募集開始前から県に説明し理解を得て進めてきた。その後、県議会の要望が出された後の県との協議の中でも、従前からのスケジュールを維持することについて明確に否定されなかったことから、市としては優先交渉権者を選定・公表したことが県議会の要望に反するとは認識していなかった。

このことについては、12月11日に「理由書」を提出した際に、県担

当者から「県としては否定したと解釈している」という説明を受け、県市間で解釈に違いがあったとの認識に至っている。

また、「土地交換が成立し事業が進むことを前提として、優先交渉権者を選定した」ということも協議停止の理由として挙げられているが、この点について、県名義の土地が使用できなければ、事業者と契約できないことは当然であり、そのことについては9月市議会でも説明しており、市としては優先交渉権者の選定は、土地交換が成立しないことも想定して行ったものである。

そして、土地利用の協議と事業者募集の手続きは、7月の事業者募集開始当初から並行して進めてきたことから、県の新たな方針も、土地利用の協議に関するものであり、事業者選定に至る手続きとは別のものと解釈した。

土地所有権の確立と優先交渉権者の選定は、それぞれ別の手続きとして独立したものであるが、いずれの手続きも新ホール整備という大きな枠組みの中での手続きであるため、県議会の要望や県の新たな方針について、どの枠組みで理解するかによって県市間で認識の違いが生じたものと考えている。

(3) 地下埋設物の撤去について

9月17日の「交換が最善」とする県からの通知において、その理由の一つとして「杭存置による工期短縮やコストの削減」が挙げられており、12月27日及び令和2年1月17日の知事の記者会見においても、土地交換であれば市が有用性を立証すれば杭を抜かないという判断をすることができる。今、優先交渉権者を決めても工法が決まっておらず、杭をどうするかが大きな問題である、事業費が増大する可能性があり、それにより優先交渉権者の選定結果が変わる可能性も有るという趣旨の発言があった。

このことについて、地下埋設物（杭等）については、廃棄物処理法の規定に基づき事業者（市）が撤去する義務があり、土地の所有者が県であれ、市であれ廃棄物処理法に基づいて適切に処理を行わなければならないことに変わりはない。

つまり、市有地だからといって廃棄物処理法を無視して、杭を残置しコストを削減するということは有り得ない。

県の見解は、仮に廃棄物処理法上、有用物として杭を残置することが認められる場合でも、県が土地所有者としてそれを認めなければ、市は杭を残置することはできないということを指していると考えられる。

地下埋設物の撤去は、新ホール整備事業の業務の一部であり、要求水準書の中で、基本的に地下埋設物の全ては撤去対象であることを示して事業者からの提案を募集している。

8月に事業者に対する質問回答の内容を県に確認していただいた際には、地下埋設物を残置する場合の有用性については「事業者である市だけではなく、県も土地所有者として判断する必要がある」という県の見解が示され、その旨についても事業者に対する回答として周知した。

また、同じ質問回答において「地下構造物を撤去しない前提で応札し、落札後の協議において「有用性」が認められず、撤去することとなった場合、撤去費用の増額及び工期への影響については事業者の負担となる。」ということを経営者に明示しており、杭の残置が認められなかった場合でも市の事業費が増大することは無い。

事業者からは、これらの条件を踏まえて地下埋設物の処理についての提案がなされており、その内容は適切なものであると市は判断し、事業者選定を行った。

現在は、優先交渉権者との仮契約協議を停止している状態であることから、その工法について明らかにしていないが、協議が再開されれば、工法についても明らかにしたい。

(4) 今後の方針

市としては、12月に新たに示された市議会の「新ホールの早期整備に関する決議」を重く受け止めるとともに、県議会の「徳島市新ホール建設予定地における県有地の扱いに関する決議」を遵守する県の立場を踏まえ、誠意を持って、県の理解と信頼を回復することに尽力し、市民が待ち望んでいる、県都にふさわしい新ホールを1日も早く整備するため、市民・県民のことを第一に考え、土地問題の解決に向けて、県との協議が早急に再開され、合意が形成されるよう全力で取り組みたい。

具体的な対応としては、現在、市としては県名義の土地の使用権が得られるまで、優先交渉権者との仮契約に向けた手続きや埋蔵文化財発掘調査など、新ホールを整備するための直接的な作業全般を停止している。

また、優先交渉権者とは仮契約協議を停止することで合意しているが、土地の使用権が得られない場合は、契約に向けた手続きを打ち切ることとなる。

これは、土地の使用権が確立されない限り、知事の記者会見の中で協議を再開するための条件として示された「優先交渉権者選定のリセット（白紙撤回）」と同じ効力・効果を持つものである。

白紙撤回との違いは、土地の使用権が確認された場合は、優先交渉権者の選定を前提に手続きを進めることという点のみであり、早期に新ホールを整備するためには、今回の事業者募集・選定の結果を生かすことが重要と考え、このような対応としている。

以上のことから、県名義の土地の使用権が得られるまで、優先交渉権者と

の仮契約協議に向けた交渉をはじめ、新ホールを整備するための直接的な作業全般を停止することで、ご理解を得たいと考えている。

3 土地問題に関する認識及び方針

(1) 事実関係の確認

県議会の決議の中で、市が主張する県名義の土地の帰属問題について説明することが求められている。

市としても十分に説明する必要があると考え、土地の経緯について更に調査を進めた結果、市で確認できた事項からは、昭和34年9月市議会において締結することについて議決を得た、県市間の土地の譲渡等にかかる合意等に関する協定（以下「協定」という。）に基づき市に譲渡されているのではないかと考えられることから、資料を添付し、県に対して土地の由来に関する資料の有無や、県の見解を確認した。

これに対して県からは「資料は不存在である」という回答があり、市の認識を否定する資料等は示されなかった。

そこで、協定の内容で合意が成立し市に譲渡されているという市の認識を示し、協定の有無や、市がこれまで土地を使用してきたことの根拠等について、改めて県の見解を確認したところ「県が所有権保存登記した際及び、それ以降、現在に至るまで市から県に対して異論があったとの記録はなく、県が正当に所有してきたものと考えている」という回答があった。

なお、合意が成立していたとする市の認識に対する異論や、市がこれまで土地を使用してきたことの根拠等についての回答は無かった。

※県への照会、回答文書 11ページ～21ページ参照

(2) 市の認識

この問題は、前述のとおり、現局面では新ホール建設候補地の使用权に関する県との協議の中で表面化した問題ではあるが、市としては、基本的には、昭和34年の市議会の議決があるにもかかわらず、その内容が履行されていないという問題及び市としての財産管理上の問題と受けとめている。

なお、県は登記の名義が県であることを根拠として県有地であるとしているが、民法176条では不動産の所有権が移転する要件は売買契約などの意思表示であるとされており、「登記」をもって所有権が移転するものではない。

民法177条において登記は第三者に対する対抗要件とされているが、今回の県と市は、第三者ではなく当事者の関係にある。

これらのことから、登記が県名義であることをもって帰属問題を解決することはできないと考えている。

県から市へ譲渡する合意があれば、埋立地は市有地ということになり、その合意の存在は市が立証する必要がある。

合意があったことについて、最も明解な立証は協定書を示すことであるが、その存在は現在、県市とも確認できていない。

しかしながら市としては、協定を締結することについての市議会の議決や新聞報道等の存在、協定の内容が順次、履行されていること、土地使用について県との間で特に手続き等を行わずに、市が文化センターを建設し、その後、平成26年度まで文化センター敷地として使用するにあたり、土地の使用について県と協議をした記録や、土地の使用に関する契約書等があったことは確認できないことから、協定書の内容で合意が成立し、現実に土地の引き渡しもなされていることが推認しうる、したがって、既に確認されている事実関係により、本件土地が市有地であるということは立証できたものと考えている。

(3) 土地問題に対する市の方針

以上のことを踏まえ土地問題については、昭和34年の協定にかかる部分は、もともと市有地であるが、所有権移転登記ができていない状態であることから、県から市への名義の変更を求めていると考えている。

4 今後の予定

(1) 県への説明

新ホール整備に関する市の方針並びに土地問題に関する市の認識及び方針等について、県に説明を行い理解を求める。

(2) 事業者への通知

応募のあった5グループに対して、10月30日付で、選定結果及び評価点（優先交渉権者と自グループの合計点数のみ）を通知しているが、点数の内訳を通知できていないことから、各応募グループの代表企業に、評価項目毎の点数を通知するとともに、本市ホームページ上に掲載することとしたい。

文振発第7号
令和2年2月4日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門 殿

徳島市長 遠 藤 彰 良



旧文化センター跡地の県名義の土地に係る確認について（照会）

徳島市新ホール整備にあたり、先般の県議会の決議において「市側が主張する県所有地の帰属問題をはじめ、市側から納得できる具体的な説明が無い限り、軽々に協議を再開しないこと。」が求められています。

市としても、旧文化センター跡地の県名義の土地について、現時点で確認できている資料等から整理した事実関係等について、十分な説明を行うべきであると考えております。

また、同時に、この土地について、県としてのご見解や、その根拠となる資料をお示しいただくことで、県・市双方にとって納得できる説明ができるものと考えております。

つきましては、次の点について確認させていただくとともに、資料等が確認できた場合は、その写しをご提供いただきたいと思いますと考えております。

お手数をおかけしますが2月17日（月）までに、ご回答いただければ幸いです。

1 確認事項

- (1) 昭和34年9月26日に市議会が議決した「徳島都市計画街路元町安宅線（立体交差）施行に伴う協定」が実際に締結されたかどうか。締結されていた場合、協定書が県に存在するかどうか。
- (2) 県が寺島川の埋立地を市に使用させてきた根拠は何か。また、それを裏付ける資料（貸借契約書等）が存在するかどうか。
- (3) 昭和35年2月9日県告示第72号及び、昭和39年3月27日県告示第137号に基づく寺島川の埋め立て範囲が分かる資料（竣工図面等）が存在するかどうか。

以上
（文化振興課）
TEL621-5178

旧文化センター跡地の県名義の土地について

1 問題の所在

旧文化センター跡地を新ホールの建設候補地の一つとすることにあたり、改めて登記を確認したところ、旧文化センター跡地内には県名義の土地（以下「本件土地」といいます。）が存在することが判明しました。

そのため、市に「本件土地が県名義で登記されているのであれば、本件土地は県の所有地かもしれない、県の所有地であるとすれば、文化センター敷地の一部として使用していたのは使用貸借と位置付けられていたかも知れない。」との認識が生じ、その結果、市としては旧文化センター跡地を新ホール建設候補地とするためには、本件土地について使用权を確立することができるかどうかの問題となりました。

しかし、その後、本件土地に関する由来等を確認していったところ、本件土地は県名義で保存登記されたままとなっているが、実際は市有地なのではないかと推認される事実が明らかになってきました。その内容は次のようなものです。

- ① 本件土地は、幸町の立体交差道路を整備する際に、県が寺島川を埋め立て、県名義で保存登記された土地である。

本件土地については、昭和34年9月に市議会において、県から無償で譲渡を受けることについて議決（県との協定締結、財産の取得等）を行っている。

したがって、本件土地が埋立によって所有権の対象となった時点で、県との協定にしたがって、県から譲り受けた（市に所有権が移転した）はずであるが、何故か市への移転登記がなされず、本件土地は県によって保存登記されたまま、現在に至っている。

- ② 昭和37年に本件土地及び従前からの市有地（徳島公園の一部）を敷地として文化センターの建設が開始されたが、市は本件土地を含む敷地全体を市有地として認識し、使用してきた。

また、本件土地を使用するにあたり、県から使用貸借等の契約を求められた記録も市には無い。

- ③ したがって、本件土地は市有地であるが、県から市への移転登記ができていないだけなのではないかという疑義もある。

2 市議会の議決に至る経緯

(1) 県の立体交差道路建設計画以前の状況

寺島川は埋め立てられておらず、剣先橋（市管理）と徳島橋（県管理）が架かっており、それぞれの西側袂に日本国有鉄道（以下「国鉄」といいます。）の線路と、剣先橋踏切と徳島橋踏切の2つの踏切が存在しました。

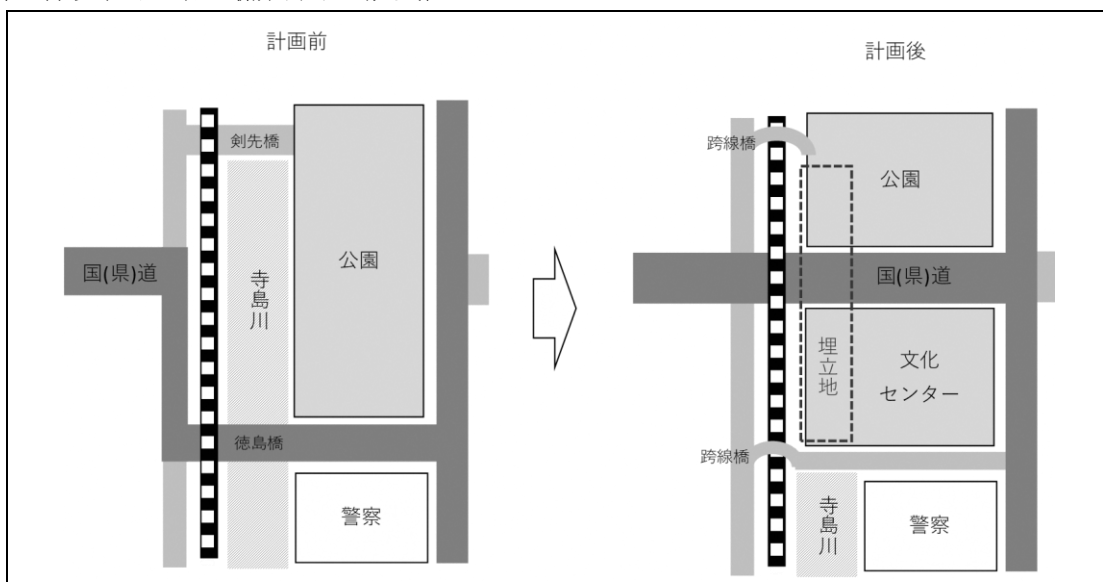
県が管理する二級国道西条徳島線（現国道192号線）は元町から東進して、線路及び寺島川に突き当たった所で南に折れ曲がり、徳島橋踏切を渡って東進する形となっていました。特に徳島橋踏切（現在の徳島橋跨線橋）の自動車の混雑が問題となっており、立体交差道路の整備は昭和20年代から議論されていました。

(2) 県及び国鉄の立体交差道路建設、2踏切撤去計画の概要並びに、この計画と市の関わり

県は、昭和33年に線路の下をくぐり抜けて真っ直ぐ東進し、国道11号に交わる道路（県道元町安宅線）の整備について基礎調査を始め、昭和34年1月には計画が具体化し市議会にもその計画が説明されています。その説明された内容は、県と国鉄が主体となって、徳島公園（市有地）を東西に貫く立体交差道路を整備し、剣先橋踏切と徳島橋踏切を廃止することで、混雑を解消するというものでありました。

その事業を実現するためには、市が市有地である公園から立体交差道路用地部分を切り分けて県に道路用地として提供すること、剣先橋踏切を廃止することについて、市・市議会の同意が必要でした。

(立体交差道路整備計画の概要)



(3) 交渉の経緯及び協定

市・市議会は、立体交差道路の整備自体には賛成していましたが、市管理の剣先橋踏切の廃止には反対していました。一方、県・国鉄は両踏切を

廃止するという方針であり、調整の結果、市・市議会も跨線橋の整備を条件に踏切の廃止に合意し、事業を進めることとなりました。

ところが、県が立体交差道路整備と一体的に寺島川の埋め立てを計画していることが明らかになると、徳島公園の景観が損なわれることなどから市議会は埋め立てに反対しました。そこで、更に県市が調整した結果、寺島川（剣先橋、徳島橋間）を県が埋め立てた後に埋立地を無償で市に譲渡すること等で合意し、協定を締結することとなりました。

(4) 市議会の議決とその内容

昭和34年9月26日に市議会で次の事項について議決（以下「本件市議会議決」といいます。）されています。

ア 徳島都市計画街路元町安宅線（立体交差）施行に伴う協定について（第99号議決）

次のような事項について県市間で協定を締結する。
（協定書の主な内容）

- | |
|--|
| <ul style="list-style-type: none">①市は、公園用地（約485.85坪）を道路用地として提供する。②県は、寺島川の埋立地（約502坪）を市に無償譲渡する。③徳島橋付近の道路敷は市道として市に移管する。④徳島橋と剣先橋の踏切を廃止し、跨線橋を整備し市の管理とする。 |
|--|

イ 剣先橋踏切廃止の同意について（第100号議決）

立体交差道路の使用開始と同時に剣先橋踏切を廃止することに同意する。

ウ 不動産取得並びに処分について（第101号議決）

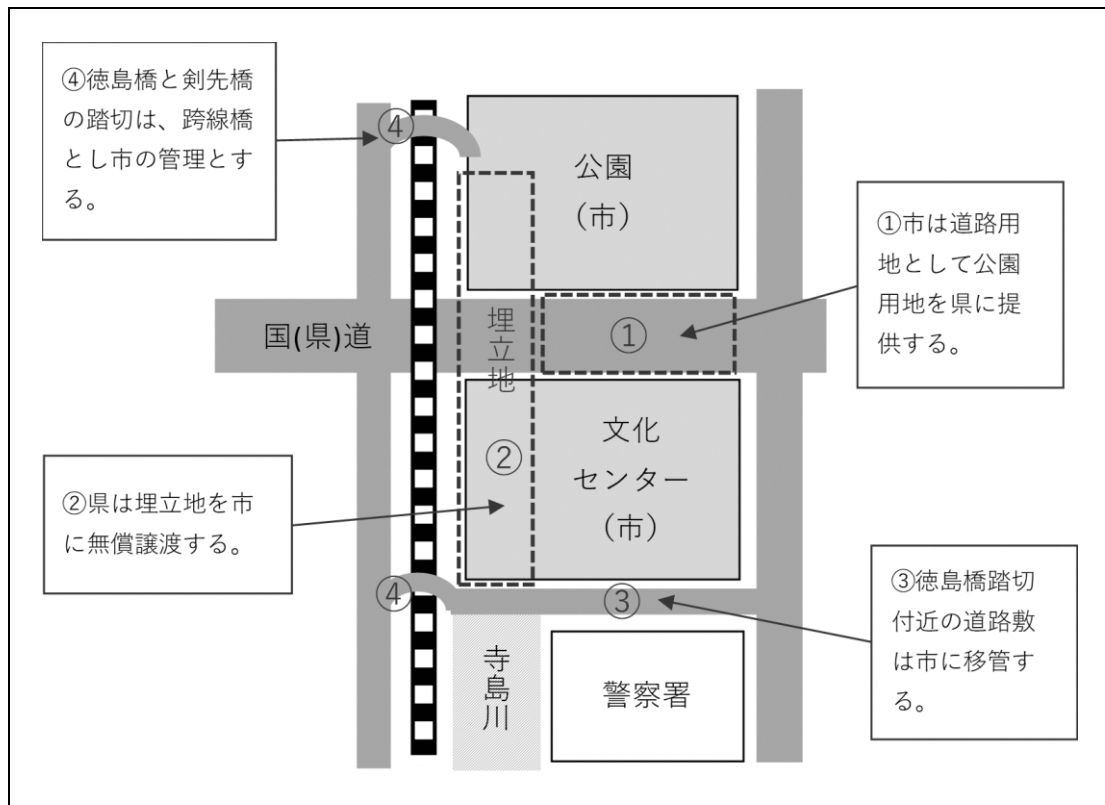
立体交差道路施行に伴い、公園用地を県へ無償譲渡する。

徳島公園の一部消失による潰地分として、寺島川の埋立地（約502坪）を取得する。

エ 公有水面埋立について（第102号議決）

立体交差道路築造により、徳島公園の一部が消失するので、掘さく残土をもって寺島川を埋立て、公園潰地の回復を図るため、寺島川（502坪）を埋立てることについて、可とする。

(議決された協定の内容)



3 協定に基づく市、県、国鉄のそれぞれの履行内容

(1) 市の履行

ア 公園を切断し、県へ提供する。

- ・ 協定（本件市議会議決）どおり、昭和35年の立体交差道路着工時から道路用地として提供しています。
- ・ 登記の手続きについては、昭和45年になって分筆し、国に対して譲渡していますが、これは昭和40年に当該道路が県から国に移管されているためと考えられます。

(2) 県の履行

ア 立体交差道路の建設、県管理の国道としての使用開始。

- ・ 昭和35年に着工、昭和36年4月に完成し、県管理の国道として供用開始されています。

イ 寺島川を埋め立て、市へ譲渡する。

- ・ 協定（本件市議会議決）どおり「公園の潰地回復」を目的に、昭和35年1月29日に県が免許を得て、502坪の埋立てを実施しており、これが本件土地（及び立体交差北側の徳島公園内に残っている県名義の土地）に当たるものと考えられます。

- ・ 本件土地は、埋立当初から（正確には埋立竣功前から事実上埋立が完成した部分を順次）市が使用しており、昭和37年には文化センター建設に取り掛かっています。

（なお、その後、昭和39年に同じ場所、目的で143坪の埋立の追認がなされていますが、昭和35年に免許された502坪と、昭和39年に追認された143坪の位置については、正確な位置を示す図面が市には見当たりません。）

- ・ 登記については、昭和44年になって「昭和39年8月25日公有水面埋立」という事由で、県名義で保存登記されましたので、埋立は昭和39年8月25日に竣功したものと考えられます。しかし、現時点では県名義で保存登記されたままで、市への名義変更がなされていません。

ウ 徳島橋踏切先の道路敷の市への譲渡

- ・ 協定(本件市議会議決)どおり市に移管されています。
- ・ なお当該土地は、平成15年に法定外公共物として国から市に譲与されるという手順で処理されています。(未登記)

(3) 国鉄の履行

ア 跨線橋の設置

- ・ 協定(本件市議会議決)どおり国鉄が跨線橋を整備し、完成後、市に移管されています。

イ 2踏切の廃止

- ・ 協定(本件市議会議決)どおり立体交差道路及び跨線橋整備後に廃止されています。

(4) 協定の存在について

本件市議会議決には、県市間で協定する協定書の文案が添付され、県市間でその文案の協定を行うことが承認されましたが、協定書なるものの存在を確認することはできませんでした。しかし、県市間の協定が成立したとする新聞報道のみならず、前述のように、本件市議会で議決された県市間の協定の内容が全て順次履行されていることからして、県市間でかかる協定がなされたことは推認できると考えています。

4 旧文化センターの建設

(1) 建設(から完成・使用)の時期及び建設敷地の範囲

- ・ 昭和36年11月に策定し、12月市議会で説明された「文化センター建設計画」では、敷地は「市有地(4538㎡)」とされており、本件土地もこの内に含まれています。
- ・ 旧文化センターは、この整備計画に基づき、昭和37年に着工、昭和38年4月に完成し、供用開始されました。

(2) 本件土地の所有についての市の認識

- ・ 文化センター整備当初に、市が本件土地を市有地と認識していたことは、建設計画で本件土地も含んで「市有地」としていることから確認できます。
- ・ その後も市は本件土地を市有地との認識で使用してきましたが、新ホール整備を検討するにあたり改めて登記を確認したところ、県名義の土地が存在することが判明したことは、前に述べたとおりです。

(3) 文化センター敷地としての本件土地に関する県との関わり

- ・ 文化センター建設にあたり、本件土地を使用することについて県と協議をした記録や、土地の使用に関する契約書等は確認できませんでした。
- ・ また、平成26年度まで文化センターとして本件土地を使用してきましたが、その間土地の使用に関する県との協議や契約書を作成するという話は市が確認する限りありませんでした。

5 新ホール建設に関して、県名義の土地の使用に関する協議

(1) 無償使用を前提とする旨を申し入れた経緯

新ホール建設候補地の変更を検討する中で、文化センター跡地を候補地とする場合には、本件土地を引き続き無償で使用できるかどうか、知事に確認することになり、平成30年7月19日、市長が知事にその確認を行いました。

(2) 1～4の経緯について市が再確認した後の対応

1～4の経緯が判明したことから、令和元年9月13日に市長が知事を訪問しました。市長としては、判明した本件土地に関する由来を説明し、一方の当事者である県にその経緯を確認したい、また、このような由来を踏まえて本件土地所有権の帰属問題を解消する一手法として、引き続き無償で使用させていただけないかというお願いをするためのものでした。

それに対して、知事からは「間違いなく県有地である。」という回答のみで、具体的な説明はいただけず、その後、県から「土地交換が最善」とする提案がありました。

このような状況の下、市は本件土地に関する問題は、これを先決問題とするのではなく、交換協議の中で解決していくことも可能と考え、交換の方向で協議を進めることとしたものです。

6 現時点での整理

- ・ 本件土地について、埋立免許に基づいて埋め立てた県がその所有権を原始取得したことは、市としても否定するものではありません。
- ・ しかし、協定という形で県との合意がなされていたとすれば、この合意

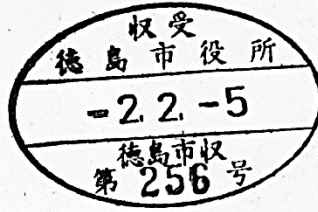
に従って本件土地が所有権の対象となった段階で本件土地の所有権は市に移転すると考えられます。(現実に引渡しもされ、市が文化センター敷地として使用しています。)

市は協定書そのものの存在は確認できていませんが、市議会の議決や新聞報道の存在、また、その協定の内容とされるものが、その後逐次履行されていることから、協定は成立したものと推認されます。

ただ、市としては県が協定の存在についてどう認識しているか不明ですし、協定があったとすれば、本件土地について、なぜ市への移転登記がなされなかったのかの理由も不明です。

また、県が埋め立てて原始取得した土地の範囲も市には正確な図面はなく、今となっては明確ではありません。

- 本資料で説明した内容は、あくまで現時点で市として取得した資料を根拠とした認識であって、県としての認識を資料や正しい法的根拠をもって示していただくことによって、県・市双方にとって納得できる説明ができるものと考えております。



都第721号
令和2年2月5日

徳島市市民環境部
文化振興課長 殿

徳島県県土整備部都市計画課長



旧文化センター跡地の県名義の土地に係る確認について
(令和2.2.4文振発第7号に対する回答)

このことについて、次のとおり回答します。

- ・確認事項についての資料は、不存在である。

徳島県知事 飯 泉 嘉 門 殿

徳島市長 遠 藤 彰 良



旧文化センター跡地の県名義の土地に係る再確認について（照会）

旧文化センター跡地の県名義の土地については、令和2年2月4日付文書（文振発第7号）にて照会を行い、令和2年2月5日付文書（都第721号）で回答いただいたところです。

この文書の中で、確認事項についての資料は不存在であることについては、回答いただきましたが、次の事項について、県の回答や先般市が照会時に添付した資料に基づき、県としての見解をお示しくくださいますようお願いいたします。

お手数をおかけしますが2月17日（月）までに、ご回答いただければ幸いです。

確認事項

- 1 当市は、「協定書」自体の存在は確認されなくても、事実経緯から県と当市の間で昭和34年9月26日に市議会が議決した「徳島都市計画街路元町安宅線（立体交差）施行に伴う協定」を内容とする合意がなされたものと推認しようと考えていますが、合意の存在について県はどのような見解をお持ちでしょうか。仮に合意の存在を否定されれば、その根拠もあわせてお示しく下さい。
- 2 当市は、前述の合意に基づいて寺島川の埋立地を県から譲渡を受けたものとして理解していますが、県は、当該埋立地は当市に譲渡していない（譲渡の効力が生じていない）とのご見解でしょうか。そうであれば、当市はいかなる権原で当該埋立地を文化センター建設敷地として使用してきた（当該埋立地を文化センター建設地として当市が使用するにあたり、県は当市に対してどのような権原を与えたのか）とお考えでしょうか。また、そのようなお考えの根拠となるものは何でしょうか。
- 3 その他、当市が説明した事実経緯について県の認識と異なる点があれば、その根拠と合わせてご指摘ください。

以 上
（文化振興課）
TEL621-5178



都第747号
令和2年2月17日

徳島市市民環境部
文化振興課長 殿

徳島県県土整備部都市計画課長



旧文化センター跡地の県有地に係る再確認について（令和2.2.10
文振発第8号に対する回答）

このことについて、旧文化センター跡地の県有地は、昭和35年に工事に着手した都市計画街路元町安宅線の立体交差道路整備等に伴う寺島川埋立地で、昭和38年に徳島市が文化センターを開館した後の昭和44年10月と昭和45年12月に、県が所有権保存登記をしたものであり、その時に徳島市から異論があったとの記録はありませんでした。

また、それ以降も現在に至るまで、市から県に対し異論があったとの記録はなく、県が正当に所有してきたものと考えております。

旧文化センター跡地の県名義の土地にかかる資料

- 1 「旧文化センター跡地の県名義の土地ができた経緯について」・・・・・・・・・・ 1
※ 埋立の経緯の説明及び埋立の状況が分かる概念図等が含まれる。
- 2 文化センター敷地の登記等の状況（一覧）・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4
- 3 昭和34年9月26日徳島市議会議決・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 5
 - ・第99号 徳島都市計画街路元町安宅線（立体交差）施行に伴う協定について
 - ・第100号 剣先橋踏切の同意について
 - ・第101号 不動産取得並びに処分について
 - ・第102号 公有水面埋立について
- 4 公有水面埋立免許告示（昭和35年2月9日徳島県告示第72号）・・・・・・・・・・ 10
- 5 公有水面埋立追認告示（昭和39年3月27日徳島県告示第137号）・・・・・・・・・・ 10
- 6 寺島川埋立から文化センター建設に関する議会議事録及び新聞記事・・・・・・・・ 11
- 7 旧文化センター跡地付近の公図・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 31
- 8 土地境界確定図（素案）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 32
- 9 文化センター（仮称）建設計画の概要（昭和36年11月）・・・・・・・・・・ 33
※ 敷地は全て市有地であることが明記されている。
- 10 徳島市文化会館新築工事図面（建物配置図部分）・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 36
- 11 文化センター建築にかかる確認通知書（昭和37年7月）・・・・・・・・・・ 37

旧文化センター跡地の県名義の土地ができた経緯について

県有地ができた由来について、当時の市議会の資料や新聞記事を確認したところ、文化センター敷地の県名義の土地は、昭和 36 年に幸町の立体交差道路が出来た際に、市の公園用地を道路用地として提供する代わりに、県から市へ無償譲渡される土地として埋め立てられた部分（剣先橋～徳島橋）及び、昭和 42 年頃に新たに寺島川を埋立て県市共同で使用することを合意していた部分（徳島橋～新町川）であると考えられる。

埋立て当初は市の土地として扱われていたと考えると、昭和 38 年に貸借契約等を行わずに県名義の土地に、市の文化センターが建ったことが説明できる。

当初はそのように扱われていたが、その後、県名義で登記され、市に名義変更されることはなかった。その経緯は現時点では確認できていない。

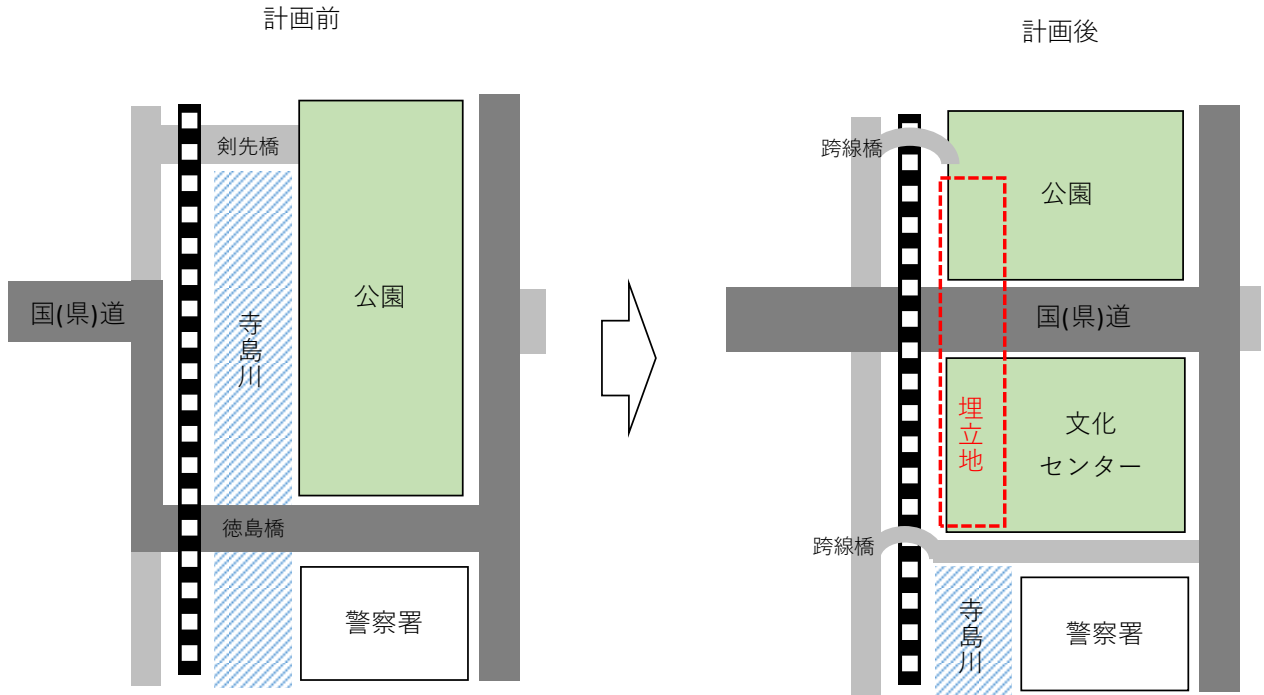
（剣先橋～徳島橋埋立の経緯）

- ・昭和 33 年 県と国鉄が協力して、県管理の国道と鉄道との立体交差を整備、同時に徳島公園（市有地）を貫いて国道を東西に延長することを計画。（現在の国道 192 号線幸町～徳島町の間）
- ・昭和 34 年 県市協議の結果、寺島川の埋立地は、市が提供する公園用地の代替地とする県市の協定書を市議会で議決（協定書自体は確認できていない。）
- ・昭和 36 年 立体交差道路完成
- ・昭和 37 年 文化センター着工
- ・昭和 38 年 文化センター開館
- ・昭和 44 年 文化センター敷地の埋立地について県名義とする所有権保存

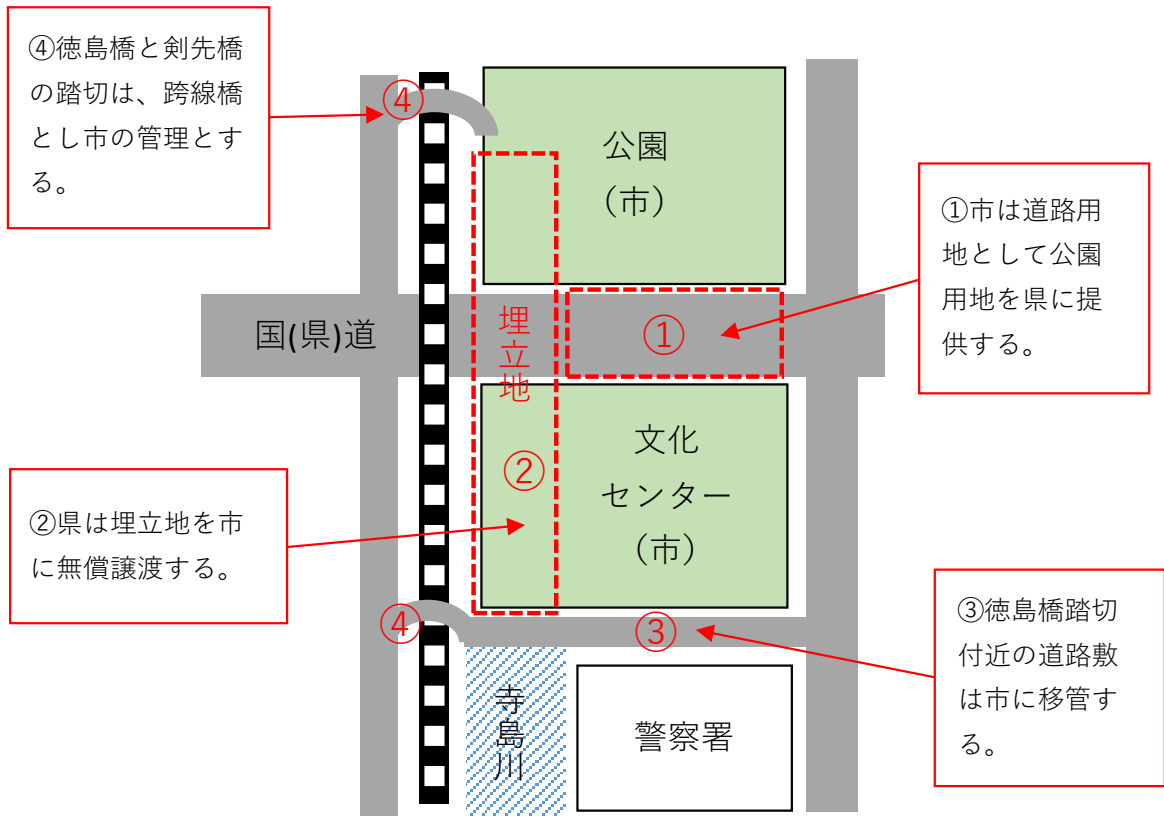
（徳島橋～新町川埋立の経緯）

- ・昭和 36 年 市が徳島橋より南側、新町川までの寺島川埋立てを県に申請
- ・昭和 42 年 県が同じ部分の埋立を計画。先に市が行っていた埋立申請は取り下げ。埋立地の利用については、県市で協議会を設置し決定することで合意。寺島川埋立
- ・昭和 45 年 埋立地の用途について、南端に東警察署を整備すること、その他の埋立地については今後協議することについて協議会で合意
埋立地について県名義とする所有権保存
- ・昭和 47 年 旧警察署跡地及び後背地については県市共同で利用（県は青少年センターを整備、市は文化施設を整備）することを協議会で合意
- ・昭和 49 年 県青少年センター開館
- ・昭和 52 年 市社会福祉センター開館（敷地は昭和 51 年の覚書により県から無償貸与）
- ・昭和 56 年 市中央公民館開館（敷地は昭和 51 年の覚書により県から無償貸与）

剣先橋～徳島橋埋立概要

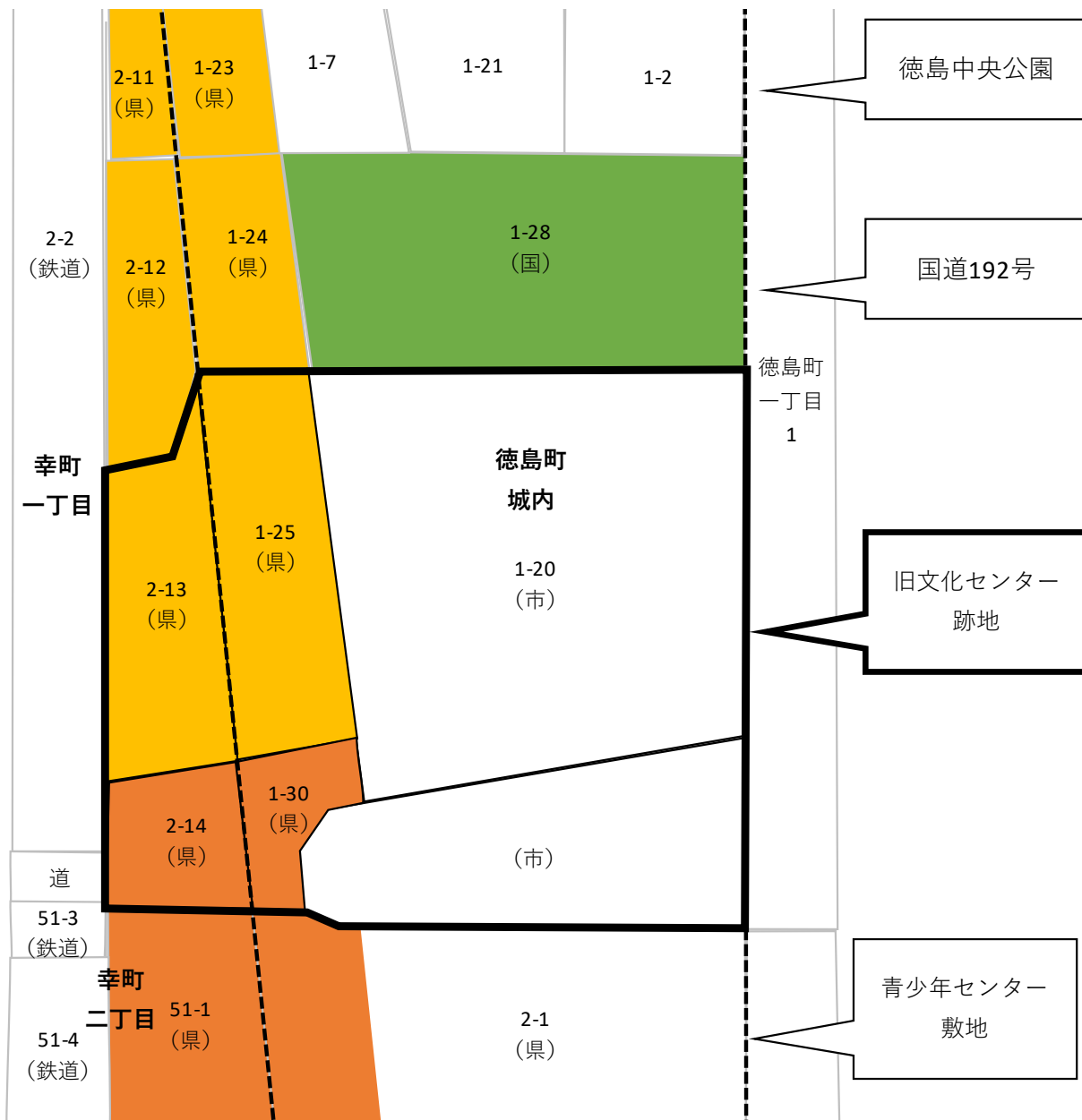


協定書の内容について



※ 図において「警察署」とあるのは、現在の徳島中央警察署の位置ではなく、県青少年センター（トモニプラザ）の位置である

文化センター敷地付近の土地の状況（概略図）



立体交差道路整備時（昭和36年頃）に埋め立てられたと考えられる土地
（登記上の埋立日はS39.8.25、登記日はS44.10.2）



立体交差道路整備時（昭和36年頃）に市から提供されたと考えられる土地
（登記上の分筆日はS44.11.27、所有権移転日はS45.1.26）



昭和42年頃に埋め立てられたと考えられる土地
（登記上の埋立日はS45.8.10、登記日はS45.12.1）

旧文化センター跡地周辺の登記等の状況

地番	徳島町城内						幸町1丁目				
	120	128	123	124	125	130	未登記	211	212	213	214
名義	市	建設省	県	県	県	県	未登記(市)	県	県	県	県
地目	宅地	宅地	宅地	公衆用道路	宅地	雑種地	—	宅地	公衆用道路	宅地	雑種地
面積(登記簿)	2288.05	1569.79	125.28	191	655.5	160		123.74	395	641.39	163
S34											
S35			埋立告示	埋立告示	埋立告示			埋立告示	埋立告示	埋立告示	
S36			埋立実施	埋立実施	埋立実施			埋立実施	埋立実施	埋立実施	
S37											
S38											
S39			埋立追認告示	埋立追認告示	埋立追認告示			埋立追認告示	埋立追認告示	埋立追認告示	
S40			登記上の埋立日	登記上の埋立日	登記上の埋立日			登記上の埋立日	登記上の埋立日	登記上の埋立日	
S41											
S42						埋立実施					埋立実施
S43											
						県→国へ申請					県→国へ申請
S44			埋立登記	埋立登記	埋立登記			埋立登記	埋立登記	埋立登記	
			所有権保存	所有権保存	所有権保存			所有権保存	所有権保存	所有権保存	
		1-20から分筆									
		所有権保存									
S45.8埋立地譲与						国→県へ譲与					国→県へ譲与
S45.8.10						登記上の埋立日					登記上の埋立日
S45.12.1						埋立登記					埋立登記
S45.12.11						所有権保存					所有権保存
S46.12.2						1-31を分筆					

S34の協定で市から県に譲渡された道路用地

第九十九号議決

昭和三十四年九月二十三日提出
昭和三十四年九月二十六日可決

徳島都市計画街路元町安宅線（立体交差）施行に伴う協定について

当市は、右のことについて徳島県知事と別紙のとおり協定する。

協 定 書

徳島都市計画街路元町安宅線を別紙設計図のとおり施行するにあたり、日本国有鉄道との協定を締結するため徳島県知事原菊太郎を甲とし、徳島市長豊田幸太郎を乙として、剣先磯踏切の廃止等、徳島市に關係する事項について、次のとおり協定書を交換する。

昭和 年 月 日

甲 徳島県知事 原 菊太郎

乙 徳島市長 豊田 幸太郎

- 一、 剣先橋踏切は、立体交差道路の使用開始と同時に廃止することになるので、乙は、これに同意するとともに、市議会の議決書を添えて、甲に提出するものとする。
 - 二、 剣先橋踏切の線橋は立体交差工事（別紙設計図のとおり）着手と同時に撤去したうえで、新らしく線橋（巾員四米）を設置することとなるが、工事は甲が国鉄に委託して施行するものとし、この場合、現在の線橋を国鉄より甲が無償譲渡をうけ、これをさらに無償で乙に移譲するものとする。
 - 三、 乙は立体交差道路の敷地となる徳島公園の敷地の一部（約四八五坪八五）を、無償で甲に提供するものとし、この工事の完成に伴い廃止されることになる徳島橋踏切附近前後の道路敷（約三二〇坪）は、市道として乙に移管するよう甲において措置するものとする。
- なお、甲は寺島川の埋立地（約五〇二坪）を乙に無償で譲渡するものとする。
- 四、 徳島橋踏切廃止に伴い新設する線橋（巾員三米）の経費は、甲、乙が折半で負担して甲が国鉄に委託し、施行するものとする。
 - 五、 新設した徳島橋及び剣先橋の線橋は、乙の所有となり乙が管理するものとする。
 - 六、 立体交差道路工事に要する経費のうち国庫補助対象事業費の一割を乙が負担するものとする。
 - 七、 剣先橋踏切の線橋の改築にあたり歩行者の安全を凶るため橋面照明を設備することについて、甲は、国鉄と協議してこれが実現できるよう努めるものとする。
 - 八、 その他の事項で必要が生じたものは、その都度甲、乙協議の上決定するものとする。

第百号議決

剣先橋踏切廃止の同意について

都市計画街路元町安宅線立体交差道路の使用開始と同時に剣先橋踏切を廃止することに同意する。

昭和三十四年九月二十三日提出
同 年九月二十六日可決

第一百一号議決

不動産取得並びに処分について

昭和三十四年九月二十三日提出
同年同月二十六日可決

徳島都市計画街路元町安宅線（立体交差）施工に伴い次のとおり不動産を取得並びに処分する。

記

一、取得事項

所在地

徳島町城内の
幸町一丁目三二番 地先寺島川筋

面積

約五〇二坪

備考

徳島公園の一部消失による填地分として取得する。

二、処分事項

所在地

徳島町城内の一の二、一の二〇、一の二二番地（公園用地）

譲渡面積

右のうち四八五坪八五

備考

徳島県へ無償譲渡する。なお、譲渡面積は、概算設計によるため若干の増減あるものと

第百二号議決

公有水面埋立について

徳島県知事より河第四一九号の一をもつて本議会に諮問せられた左記公有水面埋立についてはこれを可と答申するものとする。

記

一、場 所

徳島市徳島本町城ノ内
徳島市幸町一丁目三二番
地先寺島川筋

二、目 的

都市計画街路元町安宅線の立体交叉道路築造により、徳島公園の一部が消失するので、掘さく残土をもつて寺島川を埋立て、公園潰地の回復をはかる。

三、面 積

五百二坪

四、工事着手竣功の指定を受けようとする期間

イ 着 手 期

免許の日より三十日以内

ロ 竣 功 期

着手の日より二百十日以内

昭和三十四年八月 三 日知事諮問
同 年九月二十六日議 決

徳島県告示第七十二号

公有水面埋立法（大正十年法律第五十七号）第二条の規定により、公有水面の埋立を次のように免許した。

昭和三十五年二月九日

徳島県知事 原 菊太郎

一	起	業	者	徳島県
二	埋	立	場	所
				寺島川筋下徳島市徳島町城内及び徳島市幸町一丁目三十二番地地先
三	埋	立	目	的
				公園の濫地回復
四	埋	立	面	積
				五百二坪
五	工	事	着	手
六	工	事	し	ゆ
七	免	許	年	月
七	免	許	日	日

五 工事着手期日 免許の日から三十日以内
 六 工事しゆん工期日 着手の日から二百三十日以内
 七 免許年月日 昭和三十五年一月二十九日

徳島県告示第百三十七号

公有水面埋立法（大正十年法律第五十七号）第三十六条第二項の規定により、公有水面埋立てを次のように追認した。

昭和三十九年三月二十七日

徳島県知事 原 菊太郎

一	起	業	者	徳島県
二	埋	立	て	の
				場所
				徳島県徳島市徳島町城内内地先および同市幸町一丁目三二番地先寺島川筋
三	埋	立	て	の
				目的
				徳島公園の濫地回復
四	埋	立	て	の
				面積
				一四三坪（四七二・七八平方メートル）
五	工	事	着	手
六	工	事	し	ゆ
七	追	認	年	月
七	追	認	日	日

五 工事着手期日 追認の日から三十日以内
 六 工事しゆん工期日 着手の日から三十日以内
 七 追認年月日 昭和三十九年三月二十七日

※ 追認告示は公有水面埋立法旧36条2項（現在は廃止）に基づく追認
 ※ この2つの告示の埋め立て面積の合計が、城内1-23、1-24、1-25、幸町1丁目2-11、2-12、2-13の計6筆の面積に合致するが、告示第72号、告示第137号のそれぞれの範囲は不詳。

立体地下道七月着工に暗雲

「やめろ」「やめぬ」 四鉄と市補助金がフイ？

徳島市幸町、徳島新聞社横から鉄道線路の下を抜けて徳島公園裏の門付近にいたる立体交差地下道（県道元町—安宅線）の工事はいよいよ七月から興が着工するが、剣先踏切の存廃で四鉄側と市側の意見が食い違ったため、市が存置説を捨てない限り国鉄の負担金はもちろん、建設省の補助もむすかしくなってきた。



立体交差道 事業として、総工費一億二千八百四十万円で、建設省補助金七千五百六十万円、国鉄四千二百万円、県市各は交通量の増加でいまの徳島橋の幅員が切が不便になったため、これを撤止して代りに徳島郵便局前三差路から徳島公園に通じる地下道をつくるというつもり。このほかに建設省の了解も得たので、七月から二五年間続

八百八十二万円、七月着工することに決めた。

ところが四鉄側は「じゃ、断時間」の長い剣先踏切を残して徳島橋踏切だけを撤止するのは意味がない。両方撤止した場合はさうして千二百万円の負担金を出せ、片方だけなら四千万円の負担もむすかしいだろう」と断念を示しはじめたため、県はさうして十四日市側に四鉄側の意向を伝えて断念を求めた。

踏切は残した方がよい」との意見が強いまま結論が出ず、三十日の建設委員会でも同じだった。この理由は「剣先踏切は公園の入口でもあり、市民の便宜をはかる意味で残した方がよい」との意見が議員、理事者間に強いのと「鉄道だけの便宜のために市道である剣先踏切を撤止することはできない」との気持がかなり強いからだといふ。県では「早く結論を出さないと、建設補助もフイになり、三十四年度中の着工はむすかしくなる」とさうして市道局および四鉄局と交渉することになっているが、いまのところ市が剣先踏切の撤止に断切らない限り着工はむすかしいものとみられている。

これについて県建設委員長や徳島新聞二助役らは「残したい気持ちには成りませんが、工事をフイにしてまで存置したわかっていいのかわろかは疑問なので慎重に研究し、早急に態度を決めたい」と語っている。

(3)

(第3種郵便物認可)

新聞定価朝夕刊共一ヶ月金390円・夕刊一部金5円

立体交差道
建設に伴う徳
島橋、剣先橋
両踏切廃止問
題を協議する
徳島市議会建
設、産業交通
合同委員会
は、二十三日
午前十一時す
ぎから市役所
で開き、豊田
市長から国鉄
本社および国
鉄四国支社と
の交渉結果に
ついて説明を
求めたのち

「立体交差道の着工をいつまで
ものぼすことはできない」として
「両踏切は廃止する。ただし条
件として両踏切のあとへ老人や子
供でも海に通行できるような設備
をつける」との結論を打ち出し、
こんこの交渉は豊田市長が責任を
もって行つたことに決めた。



徳島、剣先両踏切の廃止を協議する徳
島市議会建設、産業交通合同委員会

徳島 剣先 両踏切は廃止

市議会 陸橋建設を条件に

このため豊田市長はさっそく国
鉄本社および建設省に陸橋を設
けるとの条件を持ち出して交渉
に当るが、議会側としては現在
ある剣先橋の陸橋も改良しても
らいたい意向で、建設費につい
ては立体交差に要する施工費の
一部をさいてもらうことになる
ものとの意向。

一方市議会ではこの交渉結果がう
まく運び、両踏切とも陸橋がつけ
られる確実な見通しがついたと
き、剣先橋踏切の廃止に同意する
が、豊田市長としては八月定例議
会に提案して同意を求めたい意向
である。

豊田市長の語 「いろいろ検討
し、交渉してみたが、建設省、
国鉄とも意外に強硬だった。議
会側も条件付廃止に踏切つたの
で、こんこの交渉については方
全を期したい」

" 批判受けぬよう "

安保改定 県教委が学校へ通達

県教委管理課は二十三日、仁賀県
教育長と打合せた結果、各小、
中、高校長へこの通達を渡し、当
日の教職員勤務状況、集会のも
となどについて報告を求める。
この統一行動に対して県教組

は、二十五日から月末まで十四
文部省に学校代表となりなる支
部委員会を開いて安保改定と七
月五日の定期大会運動方針の二
つをからませた討論集会をつつ
ける予定で、一方県高教組は二
十七日午前十時から県教育会館
で分会長会議を開いて安保改
定、日教組との統一問題などを
討議し、四日から七月四日の本
部委員会までを「安保改定に関
する職場学習週間」とするにと
にしている。

このため両教組とも総評の指示す
る午後二時勤務打ち切りへの休職
闘争には積極的に参加しない。

夜間運転は 来月二日から

ロープウェイ、

徳島市扇山ロープウェイは七月一
日から夜間運転を打ち予定だった
が、徳大工学部の安全度調査が二
十九日から三日間と決まったた
め、予定を一日のぼして七月二日
から九月十日まで夜間運転をむつ
つたことになった。

徳大の調査はさきに行われた高
松線運路の技術的検査と違って

◎二十番（中野栄吉君） し尿の問題につきましてはこの程度で打切りたいと思います。

次に私昨日の全員協議会におきましてその徳島城の外側の、すなわちこの徳島橋の上流におきますところの公有水函の埋立の詰問が近く出されるようであります。

この問題につきまして、関連いたしましたして、考えましたことは、市長はこの埋立した場合におきまして、ただいまの鉄道の敷地等の関係をどういうふうにするお気持ちであるか、私はこの問題はですね、徳島公園の面積としかも徳島公園の保存という内容からいたしましたしても、関連があると思うんでございまして、この点市長がもし詰問として出される場合におきましては、これに関連したそういうような処置をするという肚をお聞かせ願いたいと思います。

◎市長（豊田幸太郎君） お答えいたします。今県から詰問を出されているのは当議会に対する詰問でございまして、徳島市長に対しては詰問はきていないわけなんでありませう。

ただ行政上の問題といたしまして、将来をうした場合に市長はどういうふうにするか、こういう問題だろうと

思いますが、御承知のように立体交差が完成いたしますれば、徳島公園がですね、北と南に二分されるわけでございます。従いましてですね、その形は形においては、もう公園という形はなくなると思う。私は将来、しかも、あの分離されたいわゆる警察前のあの土地ですね、あれをどうするかについては目下いろいろ研究をしておるわけです。あれを何か適当な一つの用途に供さなければならぬ。あのままほおっておきますと、しかもこの換地といたしまして埋立した土地もただけるわけでございますので、あれ全体を含めてどういうふうにご利用するかという点について、いま研究中でございます。要するにわれわれの心配するのは、昔から何と言いまじょうか、大分鉄道の関係において余り県市は上部がおもしろくない実情でございますので、そういう点につきましては、できるだけ徳島市の権益を守るといふことは当然でございますので、必要な場合に適当な方法で、いろいろな考えをしておりますけれども、そういうことより私は全体を含めてその利用をどうするかという点について研究してかつちりとまあその方向を決めたいと思うわけでございます。

埋立地を譲り受ける

寺島川問題 徳島市が妥協案

徳島市幸町の立体交差道建設に伴

う寺島川埋立問題は知事の諮問をうけた徳島市議会側が「説明がなかった」との理由で難色を示してもめているが、理事者側は妥協案として埋立地を市が譲り受け、公園用地を広げることへ解決に持

込む交渉を進めている。

寺島川の埋立問題は早くから話題に上り、前市長時代には県の係員が市議会庶務委員会でも説明したが、五月の改選後の議会では説明がなかったために議会側がむくれているわけだ。

しかしこの問題でつますくと立体交差道の建設工事計画に支障をきたし、県市の関係がますますなること心配から理事者側は「埋立てた部分(徳島橋一剣先橋間)を市がゆずり受けるとともに、徳島東署前の公園用地を広げてもらうことにして予定通り埋立てをしてはどうか」と両者の仲をとりもって十八日朝から県側と交渉を進めており、県側も一応了承して二十一日朝係員が市役所を訪れ、市議会全員協議会で工事の内容を説明し、納得したものと見られる。

徳島市議会議長
 若林 芳太郎
 各議員殿
 埋立と前
 全員協議会招集について
 立体交叉道路建設に関連をもつ寺島川埋立（知事諮問案）、立体道路敷地として公園用地の寄附及び埋立による造成用地の取得並びに当市負担金の増額等に関し、堀江県道路計画課長から詳細な説明を聴取するため左記により全員協議会を招集致しますから定刻までに御出席願います。
 堀江県道路計画課長
 時 九月三十一日（月）午前十時
 所 協議会室
 議場
 新空間の寺島川埋立並びに立体交叉道路に
 関する不動産の取得とあり市町村の

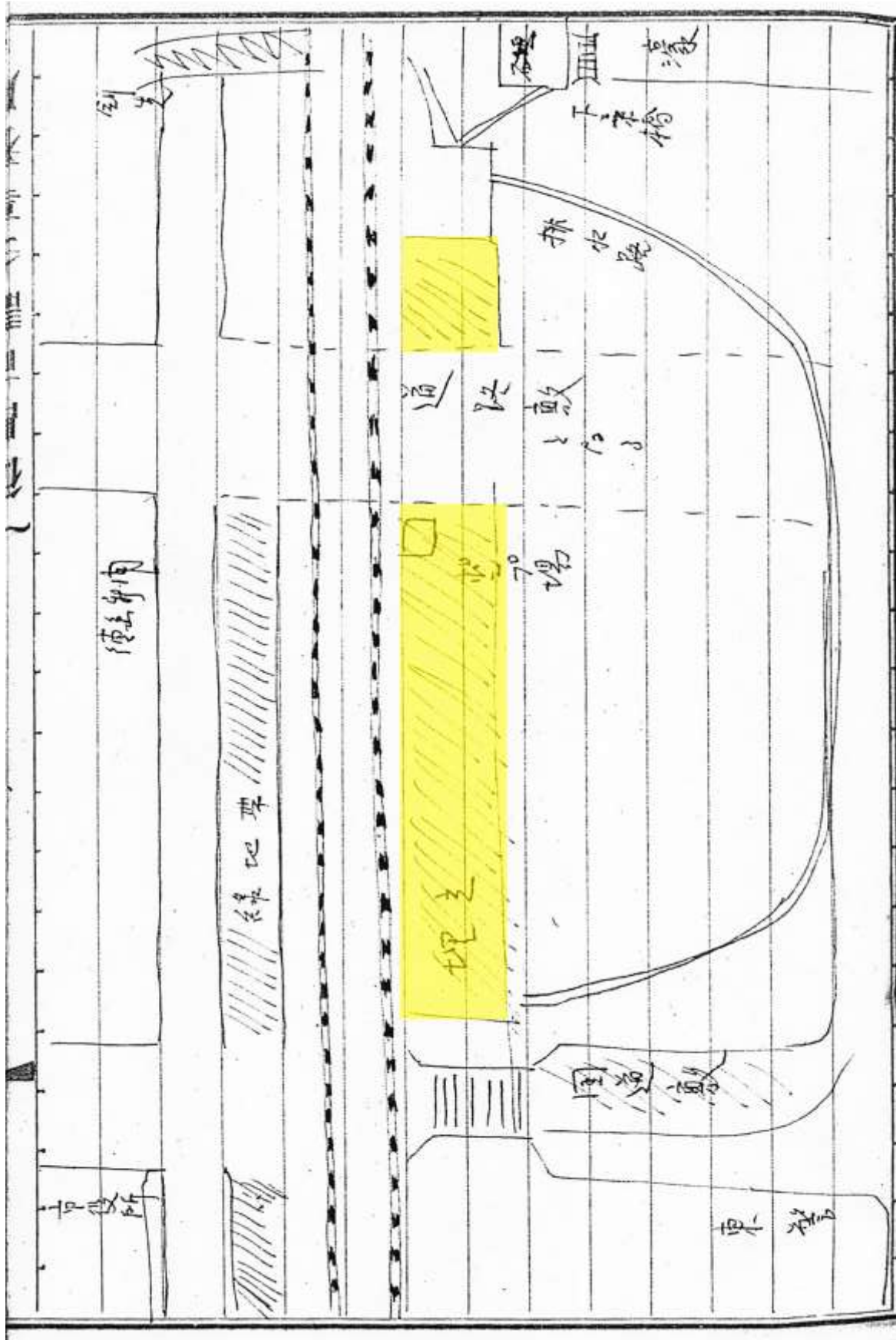
立体交叉道路建設に関連をもつ寺島川埋立（知事諮問案）、立体道路敷地として公園用地の寄附及び埋立による造成用地の取得並びに当市負担金の増額等に関し、堀江県道路計画課長から詳細な説明を聴取するため左記により全員協議会を招集いたします

県が埋立案 を練り直し

寺島川問題

徳島市議会は「徳島市幸町の立体
交差路建設に伴い徳島橋―剣先橋
間の寺島川を埋立てる」との知事
諮問案を受けるかどうかを協議す
るため二十一日午前十一時半から
全員協議会を開き、堀江県道設計
課課長らを招いて具体的な工事内
容を聞いた。

堀江課長らは「埋立ては一部だ
けにとせざるべし、代りに
徳島東署前の公園敷地を広げる
べき」と説明したが、市
議会側の結論が出なかったため
「県当局がもう一度案を練り直
し、市議会の会期中(二十六日
まで)に結論を出す」として県
側、市議会側とも了承した。



から第五十八号議案まで、及び第六十号議案から第七十六号議案まで、並びに議会報告、及び日程第三知事諮問第一号を一括上程し議壇といたします。なお第七十四号議案から第七十六号議案までは本日から始めて追加があったものであります。よつて市長に提案理由の説明を求めます。

〔市長豊田幸太郎君登壇〕

◎市長(豊田幸太郎君) 追加議案の御説明を申し上げます。ただいま上程をお願いいたしました追加議案につきまして御説明申し上げます。

提出議案のいわゆる立体交差道路については、各位の御高配を賜つておりましたが、ようやく県と話し合いができましたので、ここにその工事内容及び本市負担率並びに施行方法を決定し、徳島橋及び剣先橋踏切の廃止に伴う跨線橋の設置、並びに立体交差用地及び埋立地所有区分等について提案したものであります。すなわち第七十四号議案は県との協定におきまして、剣先橋踏切廃止の意思表示をするとともに、立体交差道路建設、及びこれに伴う剣先橋踏切及び徳島橋踏切廃止による新設の跨線橋は県から国鉄へ施行委託するものであります。

これらのうち立体交差道路及び剣先橋跨線橋にかかるものは、国庫補助対象事業費の一部を本市が負担し、徳島橋跨線橋は県市折半負担となつておるのであります。なおこの工事に必要とする道路用地、約四百八十五坪余は県へ無償譲渡する反面この工事に伴う寺島川埋立地百二坪は本市へ無償譲渡されるとともに、もと路線の廃止による徳島橋前後の廢道敷約三百二十坪は市道に移管されることになつております。

なお現在の剣先橋の跨線橋は、国鉄が県へ譲渡し、県からさらに本市へ無償譲渡される外新設される剣先橋及び徳島橋の跨線橋が完工の上は本市が所有し、将来これを管理していくことになつておるのであります。その他必要を生じたものにつきましては、その都度県市が協議して決定することになつております。

第七十五号議案及び第七十六号議案、いずれも協定に基ずく事項でございますので、これらの点につきましては大体本市の意向は実現でき得たと考えますので、何とぞよろしく御審議の程お願い申し上げます。

◎議長(若林芳太郎君) 通告順により質問を許します。十九番堀浦源一君。

※発言中、寺島川埋立地「百二坪」とあるのは、「五百二坪」の誤りと考えられる。

憲本署一氏の話 「わたしは不
適格だという話だが、わたしの立
場としてなにもいいたくない」
航空機をはじめ中央の事務手続
もずませていることだし、出発の
日がせままっているのでムリだ」

知事と市長が協定

立体交差路 寺島川の埋立て問題解決

徳島市議会は「幸町の立体交差路
建設に伴う寺島川の埋立て」につ
いての知事諮問案の内容をめぐっ
てもめていたが、このほど知事
と豊田市長が次のような協定を結
ぶことで話し合いがつき、市は二十
三日の定例市議会で追加提案し
た。協定案の主な内容は次の通り。
一、剣先橋踏切は立体交差路の

市へ譲り渡す。
一、市は立体交差路の敷地とな
る徳島公園の敷地の一部を無償で
県に提供する代り、工事完成後廃
止される徳島橋踏切付近の道路は
市道として市に移管する。なお県
は寺島川の埋立地(徳島橋一剣先
橋間)は無償で市に譲り渡す。
一、徳島橋踏切の廃止に伴って
つくる踏切(幅三坪)の費用は
県、市折半で負担し、国鉄がつく
る。この橋は市の所有物とし、市

が管理する。

教団連の脱退 工作は明らか

県教組書記長が報告
日教組の全国代表者会議に出席し
ていた山崎県教組書記長は二十三
日午後帰り、この会議で決まった
こんこの脱退取捨方針などをつき
のよりに語った。
一、本県の分県対策として、日
教組は組織対策費のなかから資金
面の援助とオルグの投入を決め
た。このため小林中央執行委員長
ら中央執行委員五、六人が二十六
日朝来県し、ついで近畿、中国、

大型台風15号 本土接近の恐れ

14日
3時
7分

(気象庁予報部二十三日午後五時
半発表) 台風十五号は二十三日午

中心から半径三〇〇キロ以内では二
五坪以上の暴風雨を伴っている。

議員の報酬引上げ ことし宝クジ発行

徳島市議会 全議案を可決

徳島市議会全議案の二十六日は午後一時開会

①本年度一般計追加修正予算
②水道事業会計追加予算③議員報酬の引上げ④立休交差路建設

にともなう風と市の協定
は二十人議案を議場一致で可決

⑤教育委員二人 監事委員、公平委員 固定資産評価審議委員

員一人補選委員各一人の選任に關する市長職案の四條道路運轉車道の組織強化要望(議員提議)⑥仲之町ガト下市バス新路線認可の案(同)

なほ八追加議案を承認して午後四時開会した

可決された主な議案

⑦徳島市十三億七千五百七十七万五千円(追加額八千九百六十四万二千円)減額二千九百五十二万五千円、新引当額初予算より五千七百二十八万八千円増)△市

議の機関 費用等償還およびの委託方法に關する案の一部改正

二万九千円、議員五二千円を二万七千円に引上げ)△市企業組織に關する案の一部改正(未選定事業計画にともない、水道

の定費を十人とし八十四人にする)△不動産貸与(城ノ内九番

鳴門も引上げの動き

29日から15日間ひらく

鳴門市議会臨時議会は二十六日午前十一時から市長公舎で二十九日開く市議会の議事日程その他をききの通りきめたあと、谷市長 兼 助役 有本 収入役をまじえて「議員報酬の引上げ」を協議した

な開会前日の二十八日午前九時から全議員協議会を隔て、八月議案を企業委員に付託した

「市水道事業案の改正案(未選定修正)と一庁費の概算計画」について了解を求める

【議事日程】会期十五日間の二十九日午後二時開会 議案を提出する日、三十日、十月一、四、八、十一日休会、二、三、五、六、七の五日間、議務時間九、十四日、議案の十二、三兩日に終局

議員報酬(現在議員月一万二千円)の引上げは、谷市長がさき

に申し上り議員俸に感して認められなかった。しかし議案は、さきに谷市長が「市の財政なら徳島市(月額議員二万五千円)の八割程度に引上げて自分俸は認めてくれるだろう」とい、だご多きに承っている、この追加修正予算に懸念されるからわからない動向だ。

徳島公園の用地の一部約三十二万平方尺を電線敷設場所用地に十年間、無償で総合公園敷設(成願案に際す)△埋物の発見(発見総額六百円、一枚三百円のもの三十四年間に売り出し、総額三百六十四円を一般財源にする)△立休交差路建設にともなう風と市の協定(徳島橋一側先構間の寺島川を填立して市有地にするほか、徳島橋一側先構間切に障壁をつけることなどありき)△河山橋路切の廃止(同案(立休交差路建設にともなうもの)△教育委員 原久△監事委員 長・野 石橋直次(同電報局役員・新)△監事委員(学識経験)市議員 一(前不動産局長・新)△企業委員 龜田啓一(電報局長)

立体道路 月末まじろ着工

県と国鉄、十日までに調印

徳島市幸町の徳島新聞社横一徳島地敷横間の立体交差道路建設計画について、県は五日、高松の国鉄四国支社で最後の打ち合わせをすました。これによると、県は十日までに国鉄側と協定書に調印を終わる。一月末か二月初めに着工、三十六年春完成を目標に工事を急ぐ。

百十万円をつくるもの。

工費のうち国鉄側が四千四百四十万円、県が一億六十三万円(うち国庫補助四分の三)を負担し、国鉄側が地下道の上を通る線路のつけかえ工事、徳島橋、剣先橋両踏切の取り除きと、これに代わる人道橋の新設などを、県側が地下道と線路わきの堀の掘り立て工事、排水路などをそれぞれ受け持つ。このうちことし三月末までに国鉄が線路のつけかえ、県が線路東側の排水路のつけかえ工事を行なう。

立体交差路 きょう入札

県が計画した徳島市幸町一徳島本町間の立体交差路工事は三十日朝、入札をすまし、二月早々から工事にかかる。

工事は一億四千万円でいまの国鉄・牟岐、小松島線の下をくぐる地下道をつくる。本年度は、まず国鉄がいまの線路を西側へ運まわりさせたうえで、中央を掘り下げ、県が線路東側(徳島公園)の排水設備の移転などをすする。すでに国鉄四国支社は二十六日に入札をすませているので、二月早々から県・国鉄ともに工事をはじめる。

三十五年度には県が地下道を掘り下げ、国鉄がいまの線路部分のガードをつくり、三十六年春に完成させる予定。



はじめた立体交差路の新設工事

四 鉄 立体交差路に着工

国鉄四国支社徳島保線区では七日朝から徳島市幸町の立体交差道路の工事にとりかかった。この立体

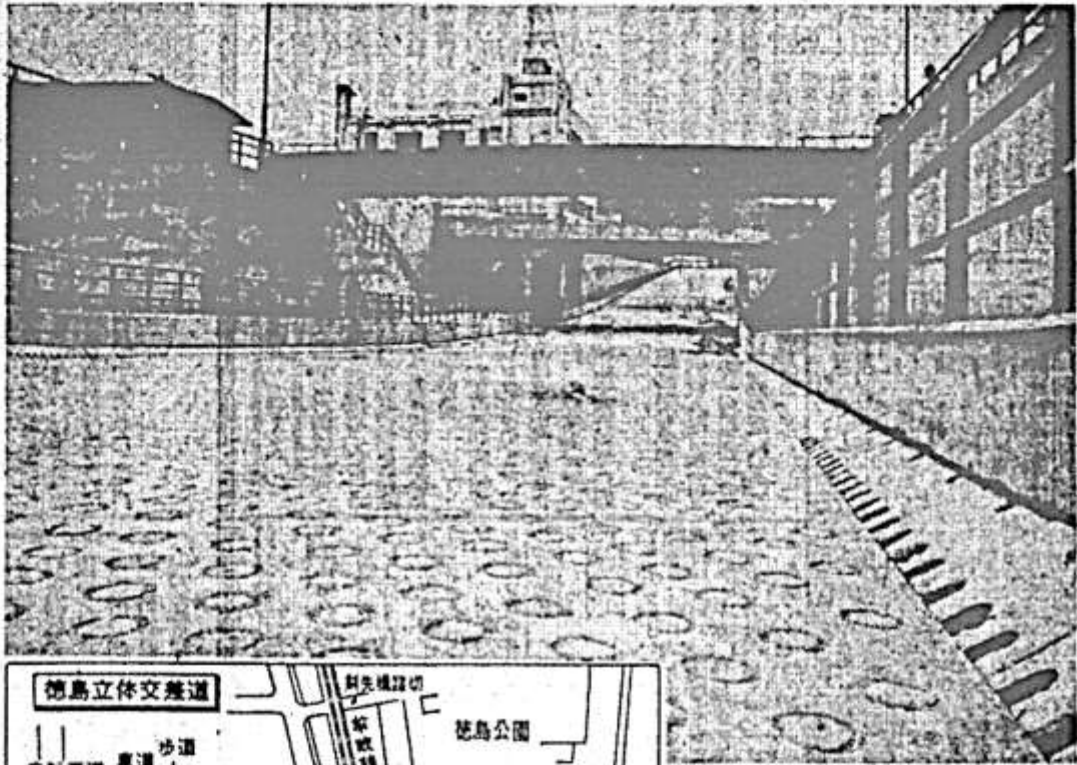
交差道路は総工費一億四千五百十
万円で徳島郵便局前から徳島地蔵
橋までに新道路(長さ二百五十
間、幅二十一・五間)をつくり、
国鉄、牟岐、小松島両線の線路の
ところは、その下をくぐる地下道
にするもの。

七日は剣先橋踏切から徳島橋踏
切間の線路両側のあき地を幅四
間、長さ二百間にわたって整
地、木サクと徳島橋踏切横の踏
切暫手宿舎(三十三平方間)を
とりこわしにかかった。これが
すむと十八日からレールつけか
え工事じゃまになる剣先橋踏
切の踏橋を一時的に取り除く工
事にかかる。

このあとトンネル部分の工事、徳
島橋、剣先橋両踏切の取り除き
と、これに代わる両橋踏橋の新設
ならにはいるが、県でも近く地下
道と東西の取り合い道路、線路わ
きの堀(寺島川)の埋め立てにかか
ることになっており、三十六年三
月末には完成してこの付近の交通
難もすっかり解消する。

立体交差道すっかりお化粧

30日には通りぞめ



県と国鉄が手をにぎり、昨年二月から近代土木技術の粋を集めて総工費一億五千万円で工事を進めていた徳島市中央の「徳島立体交差道」はほとんど完成した。三十日午前七時から県、国鉄、徳島市、工事関係者ら約二百三十人のほか、建設省計画局都市建設課係長、三宅正夫氏も出席して現地で開通式が行なわれる。二時正はすっかりお化粧も終わって開通式を持つ徳島立体交差道

この立体交差道は県下では初めての本格的なもので徳島東横線の徳島駅西側の六段橋を解消することにも、徳島市の交通網を抜本的なものに整備するためにつくられた。地下道は徳島駅前から国鉄本線の下をくぐって徳島駅前まで延長二四五四メートル。その上には列車の走る鉄道(九・五六メートル)があり、これをまたいで東には通行人専用「第一の内層」(幅二八・八〇メートル)がかかっている。地下道は交差している。これらの層には特殊鉄筋を使用などして新しい未だ保持がよんたんに張り込まれている。

地下道は中央に幅二一・五メートルの車道、その両側に三メートルの自転車道がつけられている。また、この鉄道橋の下には幅二メートルの歩道が開通に取つけられており、上の歩道と連絡で結ばれている。このため、たゞは徳島駅前方面から徳島公園の徳島駅前へ行くには上の歩道から階段を登っていったん地下道に入り、鉄道の下をくぐり過ぎてさらに階段を上り歩道に出ればよいわけだ。歩行者もこれまでのように徳島駅西側の細い路地で長い間待たされるという不便がなくならぬ。また地下道には車のスリップを防ぐ真鍮すべり止めコンクリートや、どんな傾斜が降っても、たまった雨水を吸い上げてしまふ排水ポンプも備わっている。

ところで、この地下道の交通量だが、建設省計画局が三十三年九月に徳島駅前を調べたところでは、一日に自動車二万五千台、白系車二万八千台が通った。しかし、いまだには自動車の数がぐんとふえている。この立体交差道ができれば、他のコースをとっていた車も、こちらを利用することが考えられるので、四層では交通量は倍増にやくなるであろう。したがって立体交差道でのスピード制限の問題も検討してやるわけだが、四層ではしばらくは制限を見なうと決めることとしている。

なお三十日この立体交差道が開通すると、三十一日からの徳島駅前方面の間接的は自動車の通行を一切禁止する。歩行者は四月いっぱいはそのまま進むが、五月からは完全に歩道とし、人の通る路側の製鉄工場にかかるとなて

徳島公園広場に文化センター



文化センターが建設される立花交差点東側の徳島公園広場

十月に着工めざす

工費一億 五千万円 千二百人を収容

文化センターの建設を計画していた徳島市は二十七日、総工費一億五千万円をかけて、当初の計画からぐんと規模を大きくした第一級の文化会館を徳島公園に建設することに決定、今秋十月ごろから着工することになった。これがお目見えすると、これまで音楽、演劇など各界の最高スタッフを招くのに、りっぱな会場がないのが悩みのタネとなっていたが、これが解消されるわけで、大きな期待が寄せられている。

徳島市の計画ど、工費ははじめ予定していた七千万円から二億以上にあたる一億五千万円に上り、このうち七割を東洋年金還元融資にあおぎ、残りを市費と一部寄付でまかなう。建設場所も当初は徳島公園千秋閣南側の市教委事務所を予定していたが、敷地がせまいので立花交差点東側の徳島公園広場(徳島地裁前、四千五百四十平方メートル)に建設することに決めた。

建物は鉄筋コンクリート二階建(一部三階)幅二、八百平方メートル、一階は固定イス席二千二百人を収容できる階段式大ホール、それに練習室、テレビ放送室などを、二階には日本間、洋間の会議室、演劇式場、料理講習室などがある。三階は約四百平方メートルの食堂、喫茶室、売店を設ける。このほか付属設備として音の効果を適切にする音響調節設備や空調、照明、設備なども設けるので、完成すれば規模、設備、内容ともに県下一の近代的な文化センターになる。

県下には現在この種の建物がな

いたため、音楽座談会を演劇座談会のための県芸術振興会も興行員、演劇座談会にはほとんどの市民会館や学校の体育館を使っていた。しかしこれらはいずれも音響効果が悪く、また広すぎる欠点があり、これが悩みのタネになっていた。このため、音楽座談会を演劇座談会のための県芸術振興会も興行員、演劇座談会にはほとんどの市民会館や学校の体育館を使っていた。しかしこれらはいずれも音響効果が悪く、また広すぎる欠点があり、これが悩みのタネになっていた。このため、音楽座談会を演劇座談会のための県芸術振興会も興行員、演劇座談会にはほとんどの市民会館や学校の体育館を使っていた。しかしこれらはいずれも音響効果が悪く、また広すぎる欠点があり、これが悩みのタネになっていた。

このセンターハットはみぎでまわんぐとい
う物をかまえるべきだ。

次に、この利用される土地 1300坪
は徳島市にただ一つしかないものである。この
計画、利用は将来の^{ため}に^{慎重に}考えなければ、他を見渡してみてもないの^で、市民全
部が利用していきよう豪華でないが
実質的な室が必要である。又徳
新裏の民家の土地が坪20万円
で売買されてお^り、そうするとあの地価は50
万~100万もする。地価1億5000万円
の建物を建てるのは将来の^{ため}に早
計ではないか。民間、個人を^{中心}に
地代に^{対し}建物は倍^{以上}に^ある。
階層も3階を5階^にしておか
んと向後^に批判^が対象になる。
この利用方法について所見を聞か^れたい。

市長。

場所については種々検討の結果
あるが敢て適当と考^えた。今後
の問題は、自動車置場、自転車

徳島市議会事務局

次に、この利用される土地 1300坪は徳島市にただ一つしかないものである。この計画、利用は将来のために慎重に考えなければ、他を見渡してみてもないので、市民全部が利用していきよう豪華でないが実質的な室が必要である。又徳新裏の民家の土地が坪20万円で売買されており、そうするとあの地価は50万~100万もする。この地価に1億5000万円の建物を建てるのは将来のために早計ではないか。

規模拡大の条件

文化センター費を可決

徳島市議会

徳島市議会最終日の二十三日は午後四時五十分過ぎ、時間延長のあと三十六年度一般会計追加予算一億六千六百六十六万六千六百六十六円を原案どおり可決、このあと追加提案された①一般会計追加予算九百九十七万七千七百七十七円(学校関係

増、失対労働者の特別手当増額などの費用)②米田ミシガン州サギノウ市と姉妹都市を結ぶ件③任期切れの公営委員に松山一忠氏(井原市)を再任する件④五議案を可決して午後六時四十分閉会した。

会期を通じて議論が集中した文化センター建設案については「実施設計のさいに規模を拡大して予

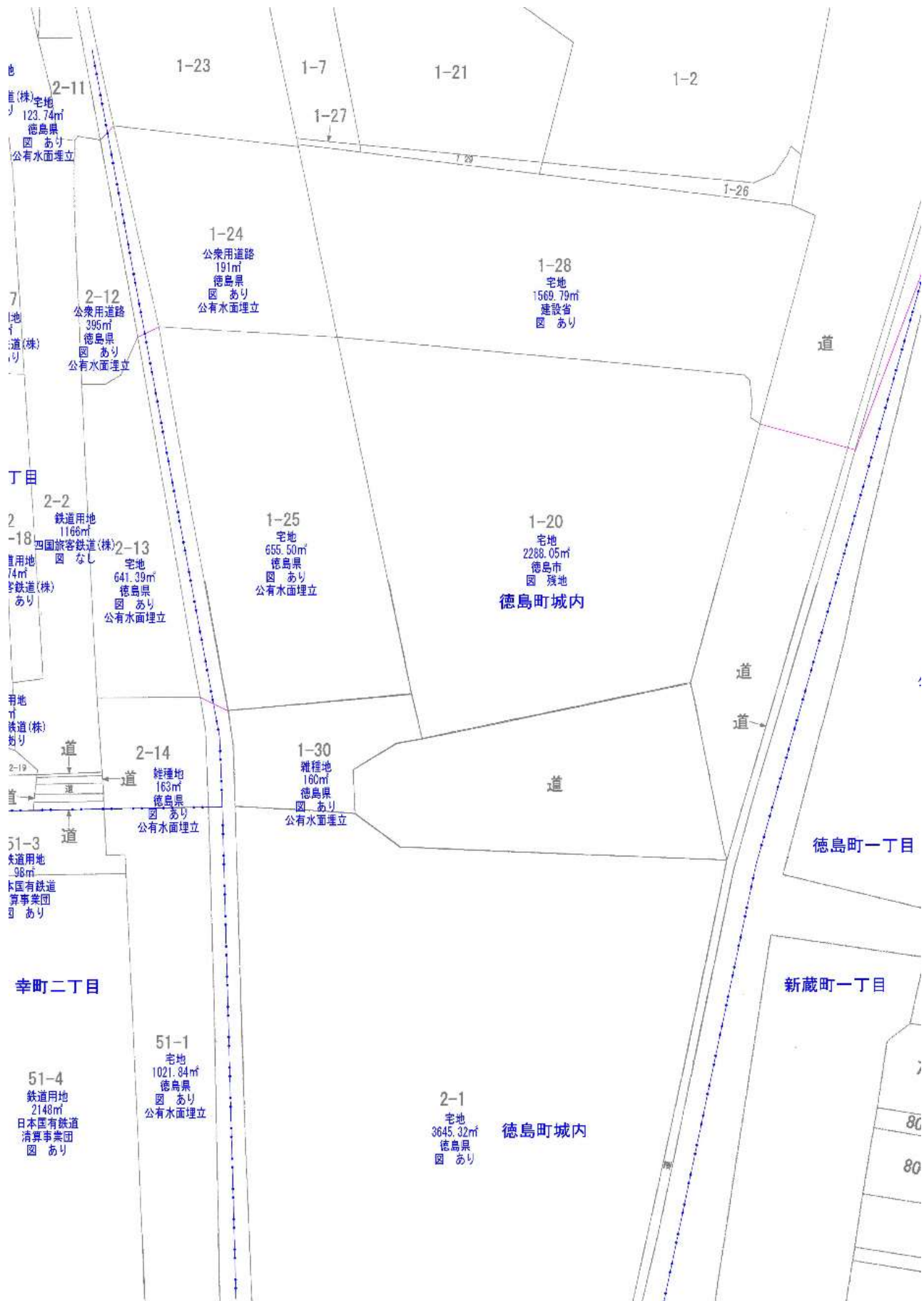
算もかす」との条件つきで認められた。また市バスの定期料金と郊外路線料金の値上げについては清野正直、輪江重二両議員は反対、酒井晃、東義八、舟越賢夫、大島栄の四議員は退席して採決に参加しなかった。

なお今議会で可決された一般会計追加予算は一億二千六百五十八万三千円となり、本年度一般会計予算総額は十八億三千二百二十六万五千円、前年度より約三億九千万円の増となった。可決されたおもな議案はつぎのとおり。

- 一般会計追加予算一億六千六十六万六千六百六十六円文化センター建設費四千万円(総工費一億五千万円、三年間事業費)徳島公園に千六百八人を収容できる大ホールを中心とした会館を建てる▽職員給与七・三%(平均千六百円)の引き上げ
- ▽農地工業地帯造成のための調査費百十萬円▽中小企業への年末総額百一十萬円▽眉山ドライブウェイの整備と新路線調査費百六十七萬円▽歴史近代化資金の借り入れ

着に年利二分、東徳島林業資信に年利六分以内の利子補給○その他▽市バスの定期と郊外路線の料金引き上げ▽徳島公社の新事業工費一億四千六百二十六萬円をかけた倉敷町北新田の六万平方メートルを埋め立て、住宅百四十戸を、また新坂町に四万二千平方メートルの分譲宅地を造成する▽市バスの車両購入四千七百五十六萬円で新車両十五台を置く。

旧文化センター跡地付近の公図



※ 複数の公図を組み合わせたうえ、所有者及び面積等を加筆したもの

文化センター（仮称）建設計画の概要（昭和36年11月）

※昭和36年11月に文化センター建設について市議会で説明した際の資料



文化センター（仮称）建設計画概要

敷地

所在地 徳島市城の内 / 番地 (市有地)

面積 4,538㎡ (1,362坪)

建物

構造 鉄骨鉄筋コンクリート

地上 3階

地下 /部 /階

床面積 4,214㎡ (1,264坪)

地階 384㎡ (115坪)

1階 2,160㎡ (648坪)

2階 900㎡ (270坪)

3階 770㎡ (231坪)

設備

冷暖房換気設備

オーケストラピット

舞台つり物設備

舞台照明設備

音響設備

施設

大ホール 収容人員 1,600人

(固定席) 1,106席)

舞台 間口 20m 奥行 15m 高さ 9m
講演会，演劇，音楽，舞蹈，映画等各種催しに利用できる
ものとする。

会議室

大会議室（2階）	収容人員	70人
小 "（"）	"	20~30人
中 "（3階）	"	50人

結婚式場（3階）

崇高な神殿を設け厳肅にかつ安易に挙式ができる
ようにする。

なお，間仕切を取りはずし大集会室となるよ
うにする（収容人員100人）

和室（3階）

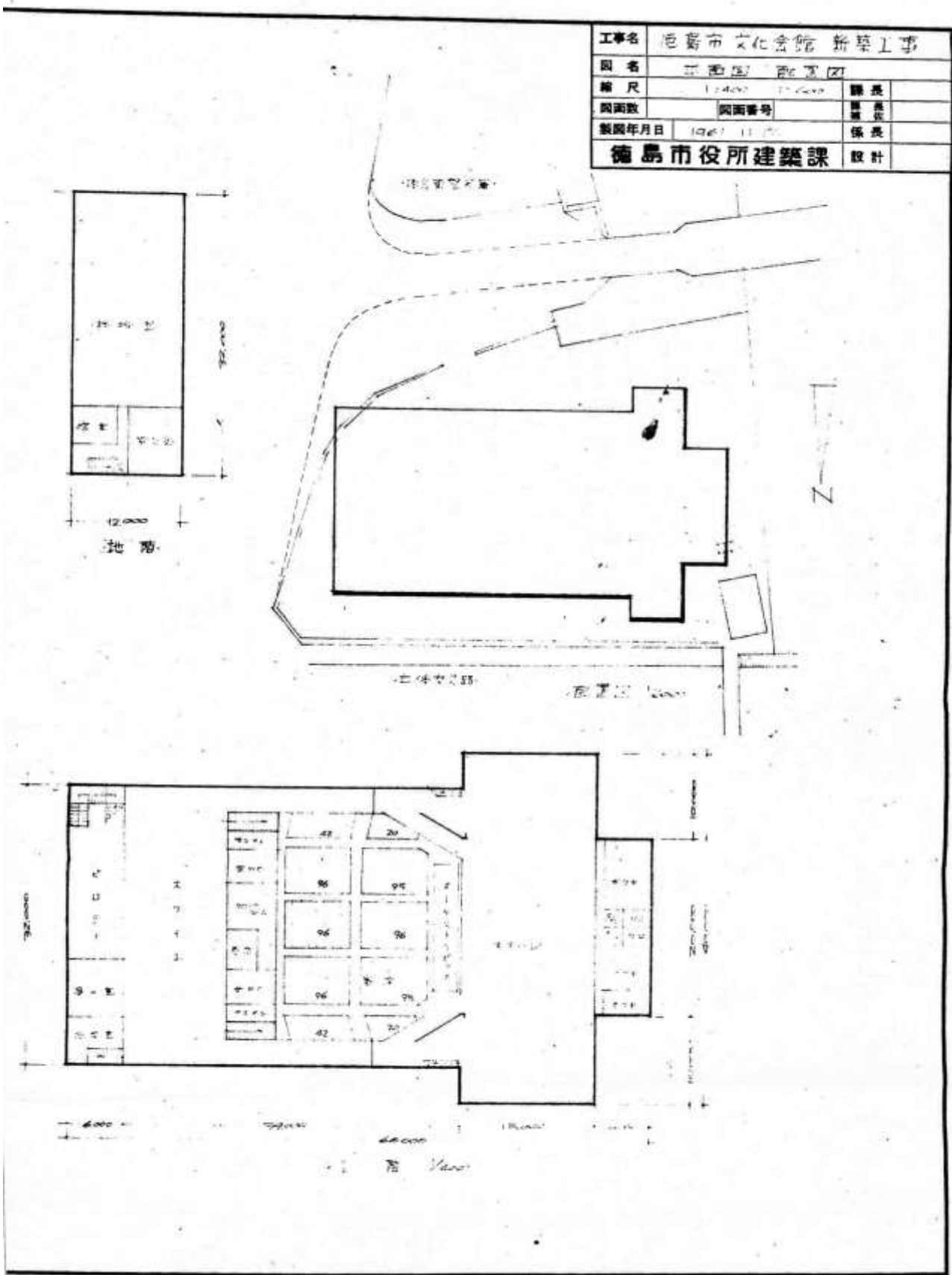
20帖敷，10帖敷の2間とするが，必要に応
じ30帖敷の大きさとなり懇談会，集会，茶の
湯，生花又は結婚式における控室，被露宴会場
など多目的に利用できるようにする。

ホワイエ

368㎡（約110坪）の面積を有し各種展示
会場等として利用できるものとする。

建設事業費及び財源	150,000千円
工事費	142,000千円
雑費	8,000千円
財源	

徳島市文化会館新築工事図面（建物配置図部分）



副 第1号様式副本 (B5) 確認通知書 (建築申請手続)

この申請書及び添付図書に記載の建築物の計画は、建築物の敷地、構造及び建築設備に関する法律並びにこれに基く命令及び条例の規定に適合することを確認しましたので、通知します。

確認番号 第 641 号 (建築主事) 建築主事 福田次郎

確認年月日 昭和 37.7.5 - 日

1. 建築主住所氏名 徳島市幸町2丁目番地 徳島市長 豊田幸太郎

2. 代理人 資格名 1級建築士 () 登録第 06151 号 建築課長 速水剛

3. 住所氏名 建築士事務所 () 級登録第 号 電話 番

4. 設計者 資格名 1級建築士 (大臣) 登録第 306 号 東京都港区西久保柳町3番地 建築事務所 (知事) 級登録第 21012 号 建築課長 速水剛

5. 住所氏名 建築士事務所 () 級登録第 06151 号 建築士事務所 () 級登録第 号 電話 番

6. 工事監理者 資格名 1級建築士 () 登録第 06151 号 建築士事務所 () 級登録第 号 電話 番

7. 工事主事 氏名 建設業者登録 第 号 西松建設株式会社 電話 番

8. 敷地の位置 敷地名 徳島市城の内1番地 用途 住居, 商業, 工業, 指定なし 防火 防火, 準防火, 指定なし

9. 主 用途 徳島市文化センター 10. 工事種別 新築, 増築, 改築, 移転, 用途変更, 大規模の修繕, 大規模の模様替

11. 敷地面積 申請部分 申請以外の部分 合計 4,638.0 m²

12. 建築面積 申請部分 申請以外の部分 合計 2,187.56 m²

13. 延床面積 申請部分 申請以外の部分 合計 4,901.586 m²

14. 工事着手予定日 昭和 37 年 月 日 15. 工事完了予定日 昭和 38 年 7 月 30 日

16. その他必要な事項 市有地

イ、用途 附家 (機械室, 倉庫, 整理室) 二、屋 根 下アパット排水工

17. 工事種別 新 築 三、外 装 2211+新装, エアコン取り付け

18. 構造 鉄筋コンクリート造 四、軒 裏

階	地 階	1 階	2 階	3 階	P.H 階	計
ト、床面積	申請部分 438.609坪	申請以外の部分 444.110坪	429.71坪	429.71坪	10.45坪	1762.589坪
チ、柱の小径	m 尺	m 尺	m 尺	m 尺	m 尺	15.67尺
リ、構架材間の垂直距離	m 尺	m 尺	m 尺	m 尺	m 尺	12.45尺
ス、階の高さ	4.5尺	3.80尺	3.8尺	3.7尺	2.75尺	11.86尺
シ、居室の天井の高さ	4.325尺	3.0尺	3.0尺	3.2尺	2.2尺	3.75尺
タ、建築設備の種類	給排水, 空調, 電気, ガス, ガス各設備 電動ガスエアコン					

(注意) 申請建築物が、2以上の場合は、建築物ごとに(延床面積が10平方メートル以内のものを除く。)に「第1号様式建築物別概要追加書類」に必要書類を記載して添えて下さい。

※印のある欄は記入しないで下さい。3, 4欄は、代理人、設計者又は工事監理者が建築士事務所に属しているときは、その名称を書き、住所は、その事務所の所在地を書き添えて下さい。4, 5欄は、未定ときは後で定まつてから工事着手前に届けて下さい。6, 7欄及び16欄の「ヨ」は該当するのを○で囲んで下さい。7欄は、できるだけ具体的に書いて下さい。16欄の「タ」は、木造の場合のみ記入して下さい。16欄の「タ」は、別紙にその概要を記して添えて下さい。数字は、第4字を用い、単位はなるべくメートル法として下さい。ここに書きあらわせない事項で特に確認を受けようとする事項は、15欄又は別紙に記載して添えて下さい。

徳島市土木課照合済 税務課照合済 (徳島県建築士会)